## 第17日目(9月22日)

議 長(若井達男君) おはようございます。散会前に引き続き本会議を再開いたします。

議 長 ただいまの出席議員数は25名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、中沢俊一君、病気療養のため欠席、廣井監査委員、通院のため午後欠席、病院事業 管理者、公務のため欠席の届出が出ておりますのでこれを許します。

議 長 本日の日程はお手元に配付のとおりといたします。

(午前9時30分)

議長ここで、市長から発言を求められておりますのでこれを許します。

市 長 おはようございます。議案審議に入る前に貴重なお時間をお借りいたしまして申し訳ございません。先般、一般質問も含めてそれぞれ皆さん方から大変ご心配をいただいております、スキー場を含めた観光施設あるいは商工業関係これへの支援策について。県の方が27日から9月定例会が開会されるそうでありまして、それ以降にならないとなかなか県としての具体的な、やるかやらないかも含めて結論が出ないということであります。それはそれとして、市としてどういう方向を出すかということで、昨日、財政も含めて協議をさせていただいた中で、スキー場の被害につきましては復旧費用の一部、補助金を支出しようということであります。ただ、額、率これらについては、今は財政の方と調整中でありますので、どの程度になるかということはもう少しわかりません。

それから商工業関係で、床上浸水あるいは床下浸水であっても、商品を流されて多大な損害を被ったとか、あるいは工業関係でも工場が被災をして機械あるいは製品等、こういう被害もあがってきておりますので、これらについても何らかの これも額が決まったということではありませんけれども、見舞金的な支援策になるのか、額に応じてということになるのか、ちょっとまだわかりませんけれども、何らかの対応をさせていただこうということで、一応意思は決定をさせていただきました。

この予算につきまして、11月に議会の皆さん方の方で臨時会ということもお伺いしております。方向さえ決めれば専決をするということでなくても確かいいと思いますので、その際に補正予算で対応させていただければという思いであります。また、農業関係の農機等の損害につきましても、これは税制面も含めて今検討しようということで、これも何らかの処置をしなければならないと、そういう方向性であります。詳しいことはまだ決定したということではありませんけれども、何らかの支援をしながら、観光、商工業、農業、一体となって支援をしていこうということでありますので、皆さん方からまたご理解いただきたいと思っております。

なお、県の方で支援策が出るという決定がなされれば、一般的に観光関係の補助率は4割でありますので、スキー場等にそこに市費を上乗せをするか否か。これは県の方が決定してから考えさせていただきたいと思いますけれども、県の方の状況がまだ全くわからないとい

うことの中で、いつまでも不安を抱えて工事にも着手できないということでは、この冬のシーズンに間合わないという部分もありますので、一応そういう方向性を出させていただきました。よろしくお願い申し上げます。

議 長 日程第1、平成23年請願第5号 「社会保障と税の一体改革」による消費税の増税は行わないことをもとめる請願、日程第2、平成23年請願第6号 「郵政改革法案」の早期成立に関する請願及び日程第3、平成23年陳情第2号 「私立高校生が学費を心配せず学べるように、学費軽減助成と経常費助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情、以上3件を一括議題といたします。

3件について、総務文教委員長・関 常幸君の審査報告を求めます。

関総務文教委員長 おはようございます。総務文教委員会では、平成23年9月6日に付託されました事件3件について審査をいたしました。期日は9月15日です。委員9名全員出席です。次のとおり決定いたしましたのでご報告いたします。

最初に平成23年請願第5号 「社会保障と税の一体改革」による消費税の増税は行わないことをもとめる請願であります。紹介議員であります岡村議員より説明を受け質疑に入りました。質疑は1件でした。内容はこれからも上げるなということと、請願者の団体についてであります。質疑終了後、各委員より意見をいただき討論に入り、採決いたしました。その結果、賛成少数で本請願は不採択と決しました。

次いで、平成23年請願第6号 「郵政改革法案」の早期成立に関する請願であります。 紹介議員であります鈴木議員より説明を受け質疑に入りました。質疑は7件で、主な内容は 改革法案の中身について、そして郵政株の売却に関してであります。その後各委員より意見 をいただき採決に入りました。その結果、賛成多数で本請願第6号 「郵政改革法案」の早 期成立に関する請願は採択と決しました。

次いで、陳情第2号 私立高校生が学費を心配せず学べるように、学費軽減助成と経常費助成の増額・拡充を求める陳情であります。本陳情は昨年の9月の委員会にもほぼ同じ内容で提出されており、全員採択されていることもあり質疑討論はなく採決に入りました。その結果、全員賛成で陳情第2号は採択と決しました。以上で報告を終わります。

議 長 3件を一括して、委員長の審査報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議 長 平成23年請願第5号 「社会保障と税の一体改革」による消費税の増税 は行わないことをもとめる請願に対する討論を行います。

岡村雅夫君 反対です。請願には賛成です。本案について賛成の立場で討論に参加させていただきます。税は能力のあるものが負担をするという累進課税が日本の税制の基本というふうに私は考えております。そうした中でこの消費税は所得の低い人ほど負担が重い、不

公平な税制と言われております。弱いものに負担を強いる消費税は、社会保障の財源として も最もふさわしくないというふうにも言われております。

最近の動きでありますと消費税の前の社会保障ですね、社会保障の削減というものが毎年 2,200億円削減されているのはご承知かと思いますが、そういった中で法人税の税率は今年もまた5パーセント下がったという状況であります。そうした中でいろいろの大震災が起こり、そしてまたあの自然災害が連続的に起こっている中で、これをどう財源を求めるかというところで消費税もやむなしというような言い方をされる方々がおりますが、消費税というのは非常に景気の動向を左右するというふうに我々は経験をしております。

平成9年ですか1997年に消費税が3パーセントから5パーセントに引き上げられたとき、一時的な駆け込み景気というのがありましたけれども、その後の景気は底をつきなかなか改善が見られなかったということがございました。では、果たしてここで今謳われているように、2010年代半ばまでに消費税率を10パーセントまで引き上げると。そしてさらに財源、要するに社会保障の財源としては足りませんのでどんどん上げていくと。行く末は17パーセント、20パーセントというようなお話もある中であります。

私は現況の情勢からしてみますと、これからの消費税率を上げていくことに関しては、さらに景気の悪化を招き、日本経済が立ち直れない大きな理由となるのではないかというふうに思っております。

ちなみに先般、ある記事で読みましたが、アメリカでもあるいは欧州でも富豪といわれる 方々がこの経済難を脱却するためには、応分の負担をさせなければならないというような言 い方を始めております。例えば欧州の富豪だそうでありますが、貧困層に痛手とならないよ う増税なら我々にというような声を上げているそうです。また、ドイツの50人が富裕層に 資本課税をとグループを作り、あるいはフランスの大企業の経営者16人はそろってとなえ ているそうでありますが、富豪たちに特別貢献税をと、こういった言い方もしているそうで あります。また、アメリカの投資家ウォーレン・バフェットという方だそうですが、超大金 持ちを甘やかすのは止めよというような論評もされている中であります。

私は社会保障の名を借りての消費税増税は絶対に許してはならないということであります。 以上、請願の中身も皆さんから理解していただいて、ぜひとも景気対策は消費税に頼らない ひとつ財源確保をし、復興を願うものであります。以上です。

議 長 次に本請願に反対者の発言を許します。

笠原喜一郎君 私は請願第5号 「社会保障と税の一体改革」による消費税の増税を行わないことをもとめる請願について、反対の立場で討論をさせていただきます。先ほど岡村議員からも発言がありました。いろいろこのことについては議論が分かれるところだと思っています。しかし、私は自分が議員に出たときが平成9年でありました。まさに3パーセントから5パーセントに消費税が引き上げられたそのときであります。本当に一時は景気が冷え込み、そしてそのことによって翌10年に行われた参議院選挙で大敗をしたわけでありま

す。そして橋本内閣が総退陣をしたという、本当にそういう意味で消費税というのは、景気 に影響することも十分経験をした中で感じてきています。

しかしその後、本当に公共事業等多くの部分で財政の出動がありました。しかし、今そうした財政を投入しても一向に景気が上向いてこないデフレスパイラルという今の状況であります。その原因は私はやはり将来に対する不安だというふうに思っています。雇用が安定をしない、そして社会保障が安定をしない、そういう中でどう防衛をしていくか。正に今の将来に向けて自分の消費を削ってでも将来に自分で育てるという、そういうことが私は幾ら税金を投入しても景気が上向かない原因かなというふうに思っています。

そういう意味からして確かに負担をすることは非常に痛みを伴うことでありますけれども、 社会の安定をきちんと確保するためには、それなりの消費税等のことによって、将来の年金、 医療、福祉それらをきちんと国が将来像を見せることによって、私はまた消費が上向いてく るものと、そして経済が循環をするものというふうに感じているところであります。そうい う意味からして、この請願については反対をさせていただきます。以上であります。

議長次に本請願に賛成者の発言を求めます。

(「なし」の声あり)

次に本請願に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

平成23年請願第5号 「社会保障と税の一体改革」による消費税の増税は行わないことをもとめる請願、本請願に対する委員長の報告は不採択です。よって、本請願は原案についてお諮りいたします。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 賛成者起立 )

起立少数。よって、平成23年請願第5号は不採択とすることに決定しました。

議 長 平成23年請願第6号 「郵政改革法案」の早期成立に関する請願に対する討論を行います。

岩野 松君 反対討論です。「郵政改革法案」の早期成立に関する請願に対しての、私は反対の立場で討論に参加いたします。実は委員会では保留をいたしました。委員会の中でいるいる審議している中で、段々と私 その前に実は郵便局長さんたちとの話し合う会があったときに、現状を非常に訴えられました。今の郵政改革が行われたことによっての弊害がいろいるあるというのは、私もそうなるのは、やればなるのだという思いもありましたので、それに対する改革だけだと思っていましたが、その審議の中やそして、私たちはそうだ郵政民営化そのものにも反対してきたのだという思いがあって、そのときは保留をいたしましたが、その後いろいろ国会の審議などを見たり、そしていろいろ私も見てみましたら、やはり

反対の立場で討論に参加すべきという思いで今日は参加いたします。

これは小泉構造改革の有終の美を飾る最後の目玉だったというふうに思っております。それで国会の審議の中で小泉構造改革の郵政民営化は随分長い間審議をしてもっていったのですけれども、去年出された衆議院での審議はわずか数時間だったというふうに書いてありました。そういう中では非常に強行採決的な方向で、衆議院は1回通過したわけであります。そのときは多分我々共産党も反対しましたけれども、自民党も反対したのだというふうに認識していました。しかし3.11が起こり、そして3.11に対する財源を、これを売却することによって得たお金を充てるという案を今の現政府が提案し、今それが大きな焦点になっているやに聞いております。

しかし、民営化によって廃止された郵貯や簡保、ユニバーサルサービスというのですか全国一律サービスの義務の回復には、今の改革法案ではなっていないと思っています。それと統合して新日本郵政株式会社になるのですけれども、金融関係でも全国一律の民間会社になりました。

しかし、やはり会社ですので、今はそういうけれども全国一律サービスの義務づけは設けられていません。それから限度額が2,000万円に上がるということは、地域の金融や経済に混乱を起こすのではないかという思いがあります。郵政三事業のサービスが一体化することによって、経営形態の見直しをしてよりサービスをすると言っていますけれども、国民のための保証は条文にはないし、それが私にとっては疑問であります。

また、この郵政改革によって、その郵便の規制緩和によってメール便のいいとこ取りというのですか、都会のところなんかは特にその参入が進み、郵政の方が限界を超えるメールサービスにすることによって競争になり、宅配業者にもそれが影響を及ぼし、そして郵政グループにはこの人たちの20万人を超える非正規雇用が生まれたと言われております。そして、その非正規雇用を増やしたそのことを是正する、貧困と格差の拡大をした小泉改革の象徴でもあるのですけれども、この視点も今回の改革案には盛り込まれていないと言われています。

そういう意味で私は郵政グループの利益の見直しはできるかしらないけれども、国民にとっての見直しであるというふうには思いませんので、反対の立場で討論に参加しました。以上です。よろしくお願いします。

議長次に本請願に賛成者の発言を許します。

次に本請願に反対者の発言を許します。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

平成23年請願第6号 「郵政改革法案」の早期成立に関する請願 本請願に対する委員 長の報告は採択であります。本請願は委員長の報告どおり決定することに賛成の諸君の起立 を求めます。

## (賛成者起立)

起立多数。よって、平成23年請願第6号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

議 長 平成23年陳情第2号 「私立高校生が学費を心配せず学べるように、学 費軽減助成と経常費助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情に対する討論を 行います。

塩谷寿雄君 陳情2号に対する反対の立場で討論させていただきます。私立高校の運営をするに当たり、どういう経費がかかるということはわかっているつもりではございます。 平成22年に公立高校の無償化が始まり、国からの私学に対する補助も公立と同じく11万8,800円というのはおりているという補助だと思います。

それと所得制限の中で250万円以下の世帯に対しましては、23万7,200円、国が補助をしておりまして、また県でその足りない分に対しましては全額補助をしているわけであります。350万円世帯に対しましては17万8,200円ですか、国が補助をしていまして、5万9,400円の県の補助があります。

私学に通う子どもの学費の平均値は28万4,120円かかる平均値であります。そういった中で所得制限の中で、低い方にはそれなりの補助を出していると思っております。助成をこれをしてしまうと何ら私立と公立の形が変わらないのではないか。また私立にはいろいろなほかにかかる部分もありますけれども、その部分も県の方では今検討して一部負担軽減ということを考えているそうであります。そういった中で何でもこれは補助、助成というのは、私はいかがなものかと思って、この陳情に対して私なりの意見の反対討論を述べさせてもらいます。

もう一つあと県立高校を生かすということも考えていただきたいと思っております。以上、 私の意見です。

議長次に本陳情に賛成者の発言を許します。

次に本陳情に反対者の発言を許します。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

平成23年陳情第2号 「私立高校生が学費を心配せず学べるように、学費軽減助成と経常費助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情、本陳情に対する委員長の報告は採択であります。本陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

#### ( 賛成者起立 )

起立多数。よって、平成23年陳情第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

議 長 日程第4、平成23年請願第4号 自然エネルギーの開発と普及、プログラムを決めた原発からの撤退を求める意見書提出に関する請願を議題といたします。

産業建設委員長・牧野 晶君の審査報告を求めます。

牧野産業建設委員長 それでは産業建設委員会の審査報告をさせていただきます。

期日9月8日に1名欠席、中沢委員から病気療養のため欠席ということで、議長とあと紹介議員の岩野議員の説明を受け開催しました。まず9月8日、紹介議員の説明としては、プログラムを決めて この趣旨のとおりですね、の説明がありました。その後2名から質疑がありました。

質疑の中で低エネルギー社会への移行というのはどういうことか。紹介議員としては、原子力というのは非常に高熱を出すことによって発電するが、低エネルギーは自然の力を活用した自然エネルギーのことだと思っているというふうな説明がありました。このような質疑の後に各会派の意見等を聞いてきました。

二つの大まかな意見だったと思いますが、今後一つはこの意見書を通してプログラムを決めて撤退していくべきではないかという意見と、もう少し慎重に考えていきたいという意見があったという思いであります。

その中でちょっともう少し時間をかけて協議していくために、継続審議でいいのではないかという意見もあったので、一時継続審議にしようという委員会の意見もあったのですが、その後継続審議は少し、次でまた委員の改選等もあり、ちょっといろいろと責任を放棄するかもしれないというふうな意見の中で、9月の14日にもう一度委員会の方を開催させていただきました。

その中では質疑は出尽くしていたので、採決していく方向の方で議論を進めました。賛成者の討論1ということでありました。その後採択をいたした結果、起立1、不採択4ということで、請願第4号 自然エネルギーの開発と普及、プログラムを決めた原発からの撤退を求める意見書提出に関する請願は、不採択とすべきものと決定いたしました。以上です。

議 長 産業建設委員長の審査報告に対する質疑を行います。

佐藤 剛君 1点お伺いいたします。委員会の経過の中ですけれども、この趣旨は自然 エネルギーの開発と普及と促進、そして低エネルギー社会への移行に全力を挙げていくとい うような、そしてまた先々には原発から撤退するというような、趣旨としてはそうだと思い ますけれども、この趣旨の流れというのは、今、多分こういう流れで動いていると思うので すが、委員会としてもうちょっと慎重にやらなければならないという、その部分ですね。何 を慎重にやらなければならないかというところをちょっとお聞きしたい。

牧野産業建設委員長 委員会として慎重にというか、私の方で感じたのは、原子力というのに対して、委員からの意見ですが原子力に対して正直不安を感じているような、ただ原子力は必要だというふうな意見もあったり、例えばあと国策として輸出もしたりもしている。そういうふうな意見の中で、もう少し今、福島の方もどういうふうになるのかもわからない、ひょっとしたら克服もできるのではないか、そういう点も踏まえてもう少し これがもう

少しというのは個々によっているいろあると思います。例えば半年なのかもしれなし、1か月後なのかもしれないし、1年後なのかもしれないし10年後なのかもしれないし。そういうふうな中でいるいろな意見の中で、もう少し慎重にできれば調査をして、検討をして考えていきたいというふうな意見で、継続という声が上がったというふうな私は思いがあります。

笠原喜一郎君 世界中で原発が稼動しているわけですけれども、その国々によって状況が違うと思うのです。本当にヨーロッパだとかあるいはアメリカのように、地震が余り頻発しないところの原発というのと、日本のように地震の多発国の中での原発というふうに非常に状況が違うわけです。そのようなことについての質疑だとか、そういうのがありましたかどうかお聞きをします。

牧野産業建設委員長 そのような意見についてはありませんでした。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議 長 討論を行います。まず、本請願に賛成者の発言を許します。

岩野 松君 自然エネルギーの開発と普及、プログラムを決めた原発からの撤退を求める意見書提出に関する請願に、賛成の立場で討論に参加いたします。私は今までも何度か一般質問やこういうところでこういう意見を述べてきましたのでというか、原発の電気料金に対して少し調査しました。それをまず申し述べたいと思います。

原発の電気料金は5円30銭と言われています。そして石炭が6円20銭、水力11円90銭、石油火力が10円70銭というふうにマスコミでも報じられているし、このように言われています。

しかし、原発の発電に対するものにどんなものがあるかというと、直接の原料費とかそれからそれに要する費用が1点と、それからバックエンド費用といって再処理とか廃炉をする、そういう終わってからの処分の費用です。それと国からの資金、これは一般会計や特別会計で税金から投入されています。それに被害補償も私は原発の料金としては組み込まれるべきだと思っていますが、それは今のところほとんど反映されていないというふうに言われています。そして、三つの直接費用とバックエンド費用と国からの資金を入れると、8円64銭になるというふうに学者はいっておりました。それに揚水発電をするための費用も入れれば10円を超えるのではないかと。しかし、被害補償のお金は入っていません。

そして国からの資金としてはどういう形で設けられているかというと そして5円30 銭の原価は発電に直接要する費用とバックエンド費用のみで算出されていると言われています。

国からの資金は一般会計がエネルギー対策費です。それから特別会計が電源三法交付金と言われています。これが各自治体にいろいろ交付金の形で行われているのだろうと思います。また、東京電力は過去の原発の40年間の利益が4兆円を超えるというふうに言われております。そして料金の中には使用済み核燃料のバックエンド費用と、それから電源開発促進税

などは、はっきりと料金の、私たちに示すところには、そういうのもあるのですよということも書かれていませんから、一般の人たちはほとんど税金からもそういうのが投入されたり、 そしてそういう費用が必要なのだということがわからないというふうに思っています。

また、原発は大規模電源が集中立地しています。そして私は地方は潤っていないというふうに思っていますが、特にそれによって産業がおきるとか、地域おこしがあるとかそういうのはない。ただ交付金が来るから潤沢な費用で、それも比較的箱物的なものを作る費用に使われていると。そういう方針でもあるわけですけれども、そういうことへの活力が若干ないとは言いませんが、私はそう思っています。

そして自然エネルギーは分散型電源になります。それが地域の経済を潤し、そして危険な 地方押し付けから開放されます。特に電源立地のところ、今回の福島の事故で本当に皆さん は震えていると思います。ここでもコシヒカリから出たらだとか、随分離れていてもそうな のです。

新潟県では柏崎は世界最大の原発を持っています。ここは先ほど出ましたけれども活断層がこの前の中越沖地震ではっきりしまして、幾つもあるということも言われております。どれが起きるか、活断層は地質学者に聞いてもわからない、いつ起きるかというのはわからないと言われています。そういう意味ではひとたび地震が来て、大した揺れでなければという思いもありますけれども、いつも我々はその被害をもう目の当たりにしたわけですから、そういうことへの不安からも解き放してもらいたい。

そして、この請願には今すぐということではなくて、プログラムを決めて、今稼動しているものは安全で絶対大丈夫。私はそれと活断層の上に立っている原発はやはり止めるべきだというふうに思います。そういう意味では、日を決めてというのが50年先、100年先のことではとても、河清を待つという言葉があるように思いませんけれども、できたら10年ぐらいの間というのは私の気持ちですけれども、こちらの方は必ずしもそこまでは限定しませんでしたが、そういう思いであります。

自然エネルギーをその間に開発をする、そしてポテンシャルという数字で出していますけれども ポテンシャルは可能性だそうですけれども、日本は世界でも有数な自然エネルギーの宝庫だそうです。今、総電力の10倍もあるというふうに言われています。風力が主体ですけれども、でもいろいろ工夫すれば、そして今まで税金として投入されていた国からの資金のこういうお金をそちらの方に回すことによって、市民が、我々が電気を作る、そして共有して作る。そういうことなどをやはりすることによって、町おこしや地域おこしにもなるというふうに思っています。

そういう意味で原発依存を止めるような方向をつくることと、自然エネルギーの未来を開く、そのことが大切だというふうな思いで、私は賛成の立場で討論に参加しました。以上です。

議長次に、本請願に反対者の発言を許します。

次に、本請願に賛成者の発言を許します。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

平成23年請願第4号 自然エネルギーの開発と普及、プログラムを決めた原発からの撤退を求める意見書提出に関する請願 本請願に対する委員長の報告は不採択です。よって、本請願は原案についてお諮りいたします。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

#### ( 賛成者起立 )

起立少数。よって、平成23年請願第4号は不採択とすることに決定しました。

議 長 日程第5、平成23年陳情第3号 拡大生産者責任(EPR)及びデポジット制度法制化を求める意見書の採択に関する陳情を議題といたします。

社会厚生委員長・今井久美君の審査報告を求めます。

今井社会厚生委員長 それでは社会厚生委員会に付託されました陳情の審査報告を行います。平成23年陳情第3号 拡大生産者責任(EPR)及びデポジット制度法制化を求める意見書の採択に関する陳情であります。

期日は平成23年9月9日 委員の出席状況は9名全員であります。議長からも出席をいただきました。採択に移る前に各委員の意見を伺いました。賛成の意見の中には資源のない日本であり、こういったことはきちんと製造する方も加えた中でやっていければいいと思う。また、時代の流れであり自治体の負担を考えると両方によいということで賛成したいというような意見がありました。

また、反対の意見に中には、この意見書を上げてくれという方々の名前が入っているが、 市長などの首長が全国の市議会に意見書を上げてくれというのは少し疑問が残る。やはり全 国市長会や町村会という組織があるわけであり、そういったところに通して国に申し入れる べきではないかという疑問を感じる。内容については決して反対するものではないが、どう いうものを対象にするのか、どういった体制にこれを適用するのかの部分も少し疑問が残る というような意見がありました。

討論を行いました。反対討論については、リサイクル廃棄物の処理ということで理解はできる部分もあるが、どういう商品、製品に反映させていくのか、文面では納得できるものがない。併せてこの議会から意見書を上げてくれという方々、内容を見ても少し疑問を感じると。また賛成討論の方は特にありませんでした。採決の結果、7対1で賛成多数。よって、陳情第3号は原案のとおり採択すべきものと決しました。以上であります。

議 長 社会厚生委員長の審査報告に対する質疑を行います。

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

平成23年陳情第3号 拡大生産者責任(EPR)及びデポジット制度法制化を求める意見書の採択に関する陳情 本陳情に対する委員長の報告は採択であります。本陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 賛成者起立 )

起立多数。よって、平成23年陳情第3号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定 いたしました。

議 長 日程第6、第71号議案 平成22年度南魚沼市下水道特別会計決算認定 について、及び日程第7、第72号議案 平成22年度南魚沼市水道事業会計決算認定につ いての2件を一括議題といたします。

2件について、産業建設委員長・牧野 晶君の審査報告を求めます。

牧野産業建設委員長 それでは付託された案件につきまして産業建設委員会の審査報告をさせていただきます。まず第71号議案 平成22年度南魚沼市下水道特別会計決算認定についてでありますが、期日をちょっと言うのを忘れましたが、9月8日で出席6名、欠席1名であります。病気療養のためということで中沢委員の方が欠席ということでありました。そして執行部、水道事業管理者兼企業部長、下水道課長、水道課長の出席を求め、本件について審査をいたしました。

まず、企業部長の方から決算資料に基づき説明がありました。かいつまんで説明させていただきますが、使用料単価の比較については、当初1立米当たり189円、類似団体の公共は164.15円と特環は161.83円ということで、当市が高額なのは明白であるということで、そういうふうな説明の方から始まってまいりました。

説明がありましたが、質疑の方重点的にやっていきたいと思いますので説明させていただきます。必ず決算また予算になっても話されるのがつなぎ込み向上のための方策でありますが、それこそ合併浄化槽を設置している世帯に対してアンケート調査をとったところ、特別不便がないので、わざわざ費用を使ってまで水洗化する必要がないということで、なかなか進まないのが現状ではないかという説明がありました。また、可能であれば補助金についてもちょっと検討していきたいなというふうな考えでいる点もあるのですが、過去の今までの流れ、受けられる人と受けられない方も出てくるので、この辺が非常に不公平感を感じてくることになるので、もう少し検討していきたいというふうな話でありました。

また、職員について昨年7月時点では職員の世帯で未接続があったのが42世帯ですが、 今現在は15世帯が未接続ということになっていたそうです。この中で法定期限を過ぎてい る世帯は11世帯であり、この方たちにはまた今後も接続するよう直接話をしていくという ことでした。

また、下水道事業の中で21年度もそうだったが六日町、塩沢地域の工事単価が上がってきたため単価を上げない努力をしたということだが、どういうふうな考えを持ってしたのかということでしたが、ルート変更や高さ変更という形で努力しているということです。昨年かおととしもちょっと言われていたのが、上田地区はけっこう大きな石があるので単価当たりちょっと高くなっている。村の中を全面交通止めをしたり、非常に工事が困難をしている点もあるので、気をつけてやっていきたいというふうな説明もありました。

質疑を終わり討論に入りました。討論は1ありました。その後採決を行ったところ全員賛成で、第71号議案については原案のとおり認定されました。

続いて第72号議案、平成22年度南魚沼市水道事業会計決算認定についてを議題とさせていただきました。平成22年度水道事業会計決算資料に基づいて説明をしていただきました。施設状況については、46か所の配水池がありその内4か所を早急に更新する必要があるという説明を受けたり、管の耐用年数を40年とした場合、法定耐用年数を過ぎている配水管延長が11キロあるので、今まで以上にペースを早くしていかなければならないのではないかというふうな説明もありました。

配水池のバッテリーを心配する質問もありましたが、定期的に点検していますのでということで報告がありました。工事は下水道に合わせてやっているということで、またそういうふうな説明もありましたし、あと水害がありましたが、緊急水源で市内の4分の1を賄えるのであれば、それを例えば4倍つくれば施設の維持やダムの分担金・負担金を考えるとそちらの方が安くなるのではないのかという意見がありました。費用的にどの程度比較ができるか試算していないという説明でありましたが、非常水源については本当に必要だと認識しているという説明でありました。

また、さらに例えば別水源を見つけてやっていった方が、というふうな話で、例えば畔地の浄水場を放棄すべきというふうな意見に関しては、まだ供用してなかなか10数年の中では今のところは考えていないという答弁でありました。

質疑終了後討論を行い、賛成討論1、反対討論なしで採決を行いました。採決は全員賛成 にて決し、第72号議案については原案のとおり認定されました。以上となります。

議 長 2件を一括して、委員長の審査報告に対する質疑を行います。

塩谷寿雄君 以前自分でも一般質問したことがあるのですけれども、職員の下水のつな ぎ込みに関して以前数十人いたわけですが、その辺がどうなったとか委員会では調査の報告 というか。

牧野産業建設委員長 昨年7月時点で未接続だったのが72世帯であり、現在は15世帯が未接続ということだと。この15世帯の中で法定年限、つなぎ込みしなさいよという年限を過ぎている世帯が11世帯ありますが、15世帯についてまたこれからも話をしていくという質疑はありました。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議 長 第71号議案 平成22年度南魚沼市下水道特別会計決算認定についてに 対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。(「下水道ですか」の声あり)下水道特別会計です。いいですか。討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議 長 採決いたします。

第71号議案 平成22年度南魚沼市下水道特別会計決算認定について、本案に対する委員長報告は認定です。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第71号議案は原案のとおり認定することに決定いたしま した。

議 長 第72号議案 平成22年度南魚沼市水道事業会計決算認定についてに対する討論を行います。

まず、原案認定に反対者の発言を許します。

岡村雅夫君 私は水道会計の決算に反対の立場で討論に参加いたします。施設利用率が若干上昇したといいながらも33.3パーセント。最大の稼働率でも39.1パーセントという状況だそうであります。また、給水人口の減少も止まらない状況の報告を受けました。巨大な投資を行い企業会計ということで水道料金のみでの運営はなかなか大変なところであります。また、一般会計等の審議の中でもありましたが、市民税の回復はなかなか望めない。そしてこれらが市民の実情ではないかと。要するに暮らし応援が必要ではないかという立場で、私は討論に参加しています。

一般的にいったん投資をしてしまうと、後年度負担が決められまして、それが重荷となって修正がきかなくなってきます。正に水道会計はそういった結果、屈指の水道料金となっているわけであります。私は投資的事業は極力抑え、水道とか国民健康保険とか、要するに基本的な生活の部分に関わる問題については、やはりそこに市税を投下していかなければならないというふうに思っております。私はその一端をなすこの水道会計は、市民の負担を軽減するという立場、生活応援をする立場と、私は軽減していくべきだというふうに思います。

給水収益は16億9,373万円であります。この1割、約2億円であります。これを一般会計で投下することによって、1割の水道料金が軽減できるわけであります。先ほども申し上げましたが、33パーセントの施設利用率、いわば3倍の能力のある投資をしてしまったわけでありまして、全て水道料金で賄うということはいかがなものかということであります。

給水量、この増を図ってこの会計を健全化させたいという市長の答弁も、意気込みもありますが、私はその中で安くても供給すればという、これはさらに会計の悪循環を起こしてしまうのではないかというふうに懸念をしています。私は水道料金を常に安く、安くと言いますが、以前は全国で5本の指に入るとまでいわれた高い水道料金、そして県内でも屈指のこの水道料金は尋常ではありません。私は一番安くしろという言い方をしているのではありません。せめて県平均を目指す水道料金の値下げは、今、市政に課された大きな課題だというふうに私はとらえています。この改善なくして暮らし応援の予算とは私は言えないと思っています。以上です。

議長次に、原案認定に賛成者の発言を許します。

寺口友彦君 第72号議案 平成22年度南魚沼市水道事業会計決算認定について、市 民クラブを代表しまして賛成の立場で討論に参加するものであります。

くしくも昨年の決算議会と同じく、反対、賛成の立場で討論に参加をしているわけでありますけれども、内容的には、気持ち的には全く反対者と同じであります。確かに繰入基準から申しますと1億5,000万円ほどが企業会計に繰入れをされていないと。この部分をきちんと繰入れをすれば、若干なりとも水道料金は下げられるのではないかと、そういう論はよしとしたいと思っています。しかしながら生活支援策としてやるのか、企業会計としての決算として見るのかということであれば、企業会計の決算として見た場合については、予算の執行状況を見れば私は可であろうというふうに思っております。

反対者が述べられたように初期投資が過大であった、給水面積が広い、施設の老朽化が目立つ、非常に企業会計にとっては厳しい条件がそろっているわけであります。この企業会計自体をどう変えていくのかということは、南魚沼市の一般会計、企業会計の全てを考えてどうするかということを議論しなければならないわけであります。

例えば国保会計、病院会計等々に対する法定外繰入をどうするのかという部分を含めてやらなければ、水道企業の企業会計だけに資金を投入せよと言っても、なかなか通らない話であるというふうに私は思っています。

委員会の質疑の中でも出ました。施設の更新には本来であればもっと資金を投入してやらなければならない。しかしながら、法定耐用年数を超過している配管が11キロ存在しておりますが、本来でいけば年間17キロメートルの管路の更新が必要でありました。しかし、昨年度は5.4キロしか実施ができなかったという部分があります。こういう部分を抜きにして生活支援策ということでどうかというのは、また別の話をもっていかなければならないであるうというふうに思っております。

市民生活にとって必要であります安心・安全な飲料水、これをどう供給していくかということは、行政サービスとして一番考えなければならないところでありますが、職員が滞納の整理等に努めながら、工事においても下水道との合併施行というこういう手段をとらざるを得ないという状況を考えれば、私は予算の執行というものについては可であるというふうに思っております。以上、賛成討論の立場であります。

議 長 次に、原案認定に反対者の発言を許します。

次に、原案認定に賛成者の発言を許します。

山田 勝君 それでは第72号議案 平成22年南魚沼市水道事業会計決算認定について、賛成の立場で討論に立たせていただきます。

水道事業というのは市民に安全・安心な水を永続的に供給するため大変重要な事業であります。平成22年の事業決算、これを見ますと社会経済の停滞から収納の厳しさを、その点に難儀しているようですが、決算で3億5,000万円余りの純利益を上げることができました。資金繰り関係の比率で見ますと、昨年より大幅に下がってはいますが理想値を十分越えています。事業を見ますと3年間継続であった遠隔監視システムの整備、栃窪・岩之下の水道整備を行うことができました。

課題としては緊急水源の安定確保、配水池の更新、今ほどありました老朽配管の更新などがあります。初期投資の課題からくる施設利用率につきましては、人口の減少や節水機器の普及で増加向上は見込めない状況ではあります。こういった課題をしっかりと見据え、未収金に対しても給水停止などを行い解消に努め、その成果が現われ、純利益の計上、施設利用率の向上が図られ、何よりも職員一人当たりの効率性、これが類似団体の1.6倍を実績としています。

このたびの豪雨につきましても、力いっぱいの職務遂行をされていたと考えています。決 算内容、職員の方々の努力を評価し、よって、本決算、平成22年度水道事業会計決算につ きましては、賛成をしたいと思います。多くの皆様の賛同をお願いいたします。

議 長 次に、原案認定に反対者の発言を許します。

次に、原案認定に賛成者の発言を許します。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議 長 採決いたします。

第72号議案 平成22年度南魚沼市水道事業会計決算認定について 本案に対する委員 長の報告は認定です。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」「反対」の声あり)

反対の声がありますので、起立による採決を行います。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 賛成者起立 )

起立多数。よって、第72号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議 長 休憩といたします。休憩後の開会は11時05分とします。

(午前10時45分)

議長休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時05分)

議 長 日程第8、第67号議案 平成22年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、日程第9、第68号議案 平成22年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、日程第10、第69号議案 平成22年度南魚沼市老人保健特別会計決算認定について、日程第11、第70号議案 平成22年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定について、及び日程第12、第73号議案 平成22年度南魚沼市病院事業会計決算認定についての以上5件を一括議題といたします。

5件について社会厚生委員長・今井久美君の審査報告を求めます。

今井社会厚生委員長 それでは社会厚生委員会の審査報告を行います。本委員会には決 算審査が5件付託されていまして、この審査を行ったものであります。

期日は平成23年9月9日、委員の出席状況は9名全員であります。議長からも出席をいただきました。審査の内容でありますが、各々関係いたします執行部の部長、課長、説明員からの出席を求め審査を行いました。

最初に第67号議案 平成22年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定についてであります。執行部からの提案理由の説明を求め、質疑に入りました。この国保会計については運営が厳しい状況にあります。そんな中で滞納収納率、短期証、資格証の発行など、制度そのものへの質疑がなされております。

また、初めて法定外繰入 1 億円を入れたということで、心配されましたほかの保険加入者の方からの声はあったかというような質疑がありました。広報に載せさせてもらったが、今のところ不満などの声は届いていないというようなことでありました。

討論を行いました。反対、賛成各々ありました。最初に反対の討論であります。滞納がどんどん増えている。負担を下げて抜本的な手入れをしていただき、払える国保にしていただきたい。また、予防医療というものをきちんと位置づけて、それを負担軽減につながることだということも啓発していただきたいということで、もう少し努力をお願いしたいという反対討論がありました。また、賛成討論については、制度の問題点もあるが現状を見ると努力しているというようなことでありました。採決の結果7対1で、賛成多数で第67号議案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、第68号議案 平成22年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定についてであります。提案理由の説明を受けた後、質疑に入りました。数の多い社会福祉法人の管理監督について、また介護審査認定委員会について、一般高齢者食の自立支援事業についてなど質疑がな。されております。採決を行った結果、全員賛成で第68号議案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、第69号議案 平成22年度南魚沼市老人保健特別会計決算認定についてであります。この会計は平成22年度で終了する会計であります。質疑、討論ともになく採決の結果、原案全員賛成ということで認定をすることといたしました。

次に、第70号議案 平成22年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定についてであります。提案理由の説明を求め質疑、討論に入りましたが共になく、採決の結果、全員賛

成で第70号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第73号議案 平成22年度南魚沼市病院事業会計決算認定についてであります。 説明を受けた後、質疑に入りました。一時借入金、医師派遣委託料など質疑がありました。 採決の結果、全員原案賛成ということで、第73号議案は認定することと決しました。以上 であります。

議 長 5件を一括して、委員長の審査報告に対する質疑を行います。

岩野 松君 最初の67号議案で制度そのものへの質疑がありましたとありますが、どういう質疑があったかお聞かせください。

それと73号議案の病院決算ですが、今日、私にとっては突然ですが87号議案で財産の 減額譲渡の問題が提案されています。それでこれを読みますとやはり病院会計に非常に影響 を及ぼすのではないかと私は懸念をしたのですけれども、そういうことへの説明なり話なり、 そういうのがあったかどうかお聞かせください。

今井社会厚生委員長 最初の制度ですが、この運営がなかなか厳しいことについての、 やはり市長の答弁等も含まれておりますほかの健康保険との合体、それらの意見、またその 進まない要因は何かというようなことで質疑がありました。あとは短期証を含めて資格証の 発行、やはりその制度の中の部分についての質疑であります。

また、今言われた最後の方ですが、それに関しては特別質疑はありませんでした。

岩野 松君 最初の国保の方ですが、運営が厳しいという言い方がありましたが、前の 説明で医療費がここはほかと比べて少ないのに国保税が高いというのが常々言われています。 そういう中で非常に運営が厳しい原因とか、そういうものの質疑なり、そういう突っ込んだ あれはありましたでしょうか。

今井社会厚生委員長 そういう質疑はありましたし、また答弁もありました。傍聴していただいたのではなかったかな・・・違ったかな。

議 長 委員長答弁してください。岩野議員、答弁はいいですか。

(「もし、わかったら、突っ込んだものがあったら」の声あり)

今井社会厚生委員長 ありました。ええ、ありました。

寺口友彦君 第67号議案の審査報告の中で、法定外繰入が行われたという説明がありましたけれども、基金の取崩しではなかったかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

今井社会厚生委員長 今年入れた1億円について・・・23年度についてです。これは23年度のことを言っています。平成23年、そういう質疑がありましたということです。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議 長 第67号議案 平成22年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定についてに対する討論を行います。

まず、原案認定に反対者の発言を許します。

岡村雅夫君 私は22年度国保会計に反対の立場で討論に参加させていただきます。審議の中で南魚沼市の一人当たりの国民健康保険税は県内で一番であると。ところが医療費は安い方から二番目だというようなお話がございました。私はその原因にはいろいろあろうかと思いますけれども、内容の中で滞納が5億3,421万円、あるいは短期保険証の方々が、6か月の短期保険証はなくなって3か月というふうに改められたそうでありますけれども、432人、資格証明書発給者が181人という非常に、いつも言われております特殊な構成の国保会計でありまして、その辺が一つの原因かなというふうに思っているところでございます。

私は今の審査報告にありましたけれども、やはりまず医療費を抑えることがこれが一番の政策的な部分だと私は思っています。早期発見、早期治療で医療費を抑えるということは、これは一番の施策を遂行しなければならないところだと思っています。今ほどの中でも制度の一元化というようなことを、要するに国保のみでなく、全て保険者団体が一緒になってということでありますけれども、なかなかこの改定、再編というのはめどが立っていない状況であります。

そういった中で先ほど述べましたように、退職者を始め無職の方々、条件のそぐわない人たちが加入しているこの会計でありまして、それが先ほど述べたような問題に至っているのかなというふうに思います。私は先ほども申し上げましたが、今の実態から見ますと暮らしの応援が必要ではないかと。要するに払える国保でなければならないと。そして安心して医療にかかられる施策でなければならないという考え方であります。

特に滞納整理をしっかりやれというような会計監査委員の審査意見にありますけれども、 滞納整理のところで努力されている方々は、私はかなり実態をつかんでいるのかなというふ うに思います。それは払える能力があって払わない人との問題はあろうかと思いますが、そ うでない方々であります。私は強引に収税するのではなく、やはり福祉で拾い上げていかな ければならない人たちが、かなり増えているのではないかなというふうに認識しています。

また、審議の中でも申し上げましたけれども申告、要するに確定申告ですよね、あるいは市民税の申告等をおろそかに、あるいはするべきことをしなかった、できなかった、いろいろあろうかと思いますけれども、そういった方々の中で2割、5割、7割ですか、その軽減措置も受けなくやっている方々もいるように、私は何件か遭遇しております。そういった中でぜひそういった努力もお願いしたいところであります。

繰り返しますけれども、私は行政がやるべきことは、至らない、どうしても救えない方々、要するに大変な方々に一歩手を差し延べるのが行政であり、政治ではないかなというふうに考えております。一般会計のときに申し上げましたが、ただ数値を追うだけでなく、そういう手だてをしながら努力をしていただきたい、そういう立場でこの会計反対の意見でございます。以上です。

議 長 次に、原案認定に賛成者の発言を求めます。

腰越 晃君 第67号議案 平成22年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定につ

いて、賛成の立場で討論させていただきます。

私は、一社会厚生委員として討論を述べさせていただきます。国民健康保険については、今、反対討論の中にもありましたように、非常に財政運営が厳しい状況にあります。内容をみれば退職者、いわゆる高齢者が中心の保険であるということ。したがって、非常に所得も限定されております。そうした構造的な問題がこの保険の運営の内容にあることをまず我々は知らなければならない、そのように思っております。

また、今の反対討論を実を言えば私はその半分以上、非常に納得をして聞いている立場で ございます。そうした中でも国民皆保険、これはいつもこの席でも何回か言いましたけれど も、日本として国民皆保険をこれからも維持していくのであれば、やはりまず抜本的に考え なければならないのは制度改正であろうというように考えております。

今の南魚沼市の国民健康保険の状況ですけれども、いわゆる保険税の減免というのがあります。2割、5割、7割あります。これを受けている世帯が4割にも上っているということは、その保険税を支払うのがいかに被保険者にとって厳しいものであるか、この数字だけでもおわかりになると思います。そうした中で保険税については、納税遅延あるいは滞納を含めいつも5億円弱ぐらいの範囲で推移しているのが実情であります。

しかし、こうした問題と南魚沼市が国民健康保険を平成22年度きちんと維持をし、市の 国民健康保険被保険者の医療にきちんと対応してきたことは間違いない事実であります。基 金を取り崩しながら保険税の増加を抑え、この年までは何とかやってきました。今年はご承 知のように一般会計からの法定外繰入、これをせざるを得ない状況にもなっております。

私が賛成討論で訴えたいのは、現在の南魚沼市の国民健康保険の運営に問題があるのではなくて、そもそも国民皆保険を維持していく上で現在のこの国民健康保険制度というものが、本自治体だけではなく全国ほとんどの自治体でその運営が困難になっているという実態を知るべきであるということです。そこから基本的な制度改正を進めていかなければ維持していくことはできないでしょう、そう考えております。

したがいまして、予防医療の徹底、あるいは保険税の支払いが非常に厳しい方々へのいろいるいるな相談業務であるとか、そういうことをきめ細かくやりながら、この制度を維持しているこの市の今の国民健康保険税の業務に対して、私は特にありません。承認しております。平成22年度国民健康保険特別会計、これについて私はその努力を買いまして、しっかりと賛成をしたいとそのように考えております。全員の賛成をお願いいたします。以上で討論を終わります。

議 長 次に、原案認定に反対者の発言を許します。

次に、原案認定に賛成者の発言を許します。

佐藤 剛君 私は市民クラブを代表いたしまして、第67号議案 平成22年度南魚沼 市国民健康保険特別会計決算認定について、賛成の立場で討論に参加いたします。

平成22年度の国保会計は、世界同時不況からなかなか脱しきれない厳しい財政状況の中にあったわけでありますけれども、そういう中で国は非自発的失業者の国保税については、

失業から一定期間、前年の給与所得を100分の30として算定するなど、そしてまた資格 証明書交付世帯の子どもに対しては、短期保険証を交付する処置を高校生まで範囲を広げて 実施するなど、経済情勢を考慮した対策をとってきた年でもありました。

市も基金がゼロになることを覚悟しながら、当初予算で1億円の基金取崩しをしまして約9パーセントの国保税アップに抑えた予算を組み、その後、前年所得の確定によりそれを1億5,000万円として少しでも負担軽減に努力をしてきたわけであります。また、今後の国保税抑制のためにも予防医療、保険体制の充実、そして後発医薬品使用の啓発などについてもきちんと進めてきたことを、決算審査の中で確認をさせてもらいました。

なかなか景気回復が見えない中で、国保料の負担は相当なものになっていることは承知しています。先ほど反対討論の中にもありましたけれども、国保税の滞納が5億3,400万円にもなったということは、その表れかというふうにも思います。このことにつきましては、今度は先ほど賛成討論の中にもありましたけれども、国民健康保険の制度そのものを抜本的に見直さない限り、一地方自治体での対応ではなかなか難しい問題も含んでいることでもあるわけであります。

さらにこの22年度の特筆すべき対応としましては、この国保加入者の状況を考慮しまして、次年度以降、23年度以降でありますけれども法定繰入を視野に入れて、国保運営協議会で加入者負担を抑える検討も積極的に行ってきた年でもありました。その検討成果が23年度の予算編成にもつながっていることはご承知のとおりであります。

この国民健康保険は先ほども話に出ています。国民皆保険制度を支える基盤の部分で担っているわけでありますので、病気になったとき誰もが安心して医療にかかるための、いわば私たち市民の命綱であるわけであります。反対討論の中にもありましたけれども、今後ともいろいろな面でさらに努力も必要でありますが、22年度におきましては、今ほど述べましたように決算審査の中で確認させていただきました、努力をよしとしまして、私は賛成するものであります。皆さんのご賛同をお願いいたします。

議 長 次に、原案認定に反対者の発言を許します。

次に、原案認定に賛成者の発言を許します。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議 長 採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。第67号議案 平成22年度南魚沼市国民健康保険 特別会計決算認定について、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立 を求めます。

#### (賛成者起立)

起立多数。よって、第67号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議 長 第68号議案 平成22年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について

に対する討論を行います。

まず、原案認定に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

次に、原案認定に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議 長 採決いたします。

第68号議案 平成22年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、本案に対する 委員長報告は認定です。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第68号議案は原案のとおり認定することに決定いたしま した。

議 長 第69号議案 平成22年度南魚沼市老人保健特別会計決算認定に対する 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議 長 採決いたします。

第69号議案 平成22年度南魚沼市老人保健特別会計決算認定について、本案に対する 委員長報告は認定です。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第69号議案は原案のとおり認定することに決定いたしま した。

議 長 第70号議案 平成22年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定について討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議 長 採決いたします。

第70号議案 平成22年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定について、本案に対する委員長報告は認定です。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第70号議案は原案のとおり認定することに決定いたしま した。

議 長 第73号議案 平成22年度南魚沼市病院事業会計決算認定についてに対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議 長 採決いたします。

第73号議案 平成22年度南魚沼市病院事業会計決算認定について、本案に対する委員 長報告は認定です。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第73号議案は原案のとおり認定することに決定いたしま した。

議 長 日程第13、第86号議案 工事請負契約の締結について(南魚沼市民会館舞台照明設備改修工事)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 第86号議案についてご説明を申し上げます。

本件は23年9月8日制限付き一般競争入札に付しました南魚沼市民会館舞台照明設備改修工事の工事請負契約の締結につきまして、議会のご同意を賜りたいものでございます。議案をご覧いただきたいと思います。

1の契約の名称では工事番号が市改第1号 南魚沼市民会館舞台照明設備改修工事でございます。2の契約の方法は制限付き一般競争入札でございます。3の契約金額は2億55万円でございます。4の契約の相手方はユアテック・関・富山特定共同企業体でございます。代表者及び構成員は記載のとおりでございます。

7ページをご覧いただきたいと思います。入札調書でございますが6つの特定共同企業体の応札がございまして、税抜1億9,100万円でユアテック・関・富山特定共同企業体の落札でございます。落札率95.97パーセントでございます。

8ページをご覧いただきたいと思います。工事の概要であります。3の概要は記載のとおりでありますが、本件市民会館は総工費19億3,390万円余りで昭和62年7月起工、平成元年1月竣工でございまして、経年に伴い平成20年度から舞台照明、舞台機構設備などの設備の改修を順次行ってきているものでございます。決算でもご説明を申し上げましたように、昨年度は音響設備、大ホール舞台の改修などを行っているところでございます。今年度は(1)の大ホール並びに(2)の多目的ホール、いずれも負荷設備、調光設備、照明設備の配線設備など、記載の部分を改修させていただきたいものでございます。

9ページ以降に総合仮設計画・床壁養生計画図、ちょっと見にくくて恐縮ですが、大ホー

ル機器姿図、器具図が参考までに添付をされていますのでご覧を賜りたいと存じます。

戻りまして3ページから6ページに建設工事請負仮契約書の写しがございますのでご覧を いただきたいと思います。説明は以上でございますが、よろしくご審議の上ご同意賜ります ようお願いを申し上げます。以上でございます。

# 議 長 質疑を行います。

牧野 晶君 ちょっと確認してみたいのですが、市民会館の改修工事は今やっているわけですけれども、この前は音響設備をしたわけです。その音響設備を処分するに当たって競り売りをしたという話を私は聞いたわけです。例えば今後インターネット公売とかしていくわけですよね。差し押さえたものとか、そういうことをしていくという話も聞いているわけです。そういう点で、ひょっとしたら照明設備もお金になる可能性があるのではないのかなという思いが。備品について、そういう点がきちんと今の確か財務規則か何かでは、値段が付くものに関しては公売しなければならないというふうな決まりだったと思うのです。確か隣の魚沼市は、ちょっと記憶が定かではないですけれども、幾ら以上のものは競り売りをしなさいとなっているわけです。例えば今の市だと1円でも価値があるものは競りをしなさいというふうに、私はとれるのではないのかなというふうにとれるわけですが、そこのところをちょっと整理していくのと。

例えばあと今後、こういうように売れるか、売れないかというのは正直やってみなければわからない点もあるかもしれないですけれども、物によっては売れる可能性があるわけですよね。取り外して使える可能性だって、100個も備品があれば、照明が売れる可能性だってあるわけだし、そういう点ちょっと例えばうちの財務規則やなんかでもって精査していった方がいいのではないかと。インターネット公売もこれからやるのであれば、こういうものについてもどんどん積極的にやっていくべきではないかという思いがあるわけですが、その答弁をお願いします。

総務部長 前にも1回確かお話を申し上げたと思いますが、財務規則上で備品等が不用になった場合は、担当課長の方で不用決定をしまして財政課長の方に移送になると。そこでいわゆる競り売りできるものであれば競り売りという形をとりますし、例えば壊れていて廃棄が必要であれば、そこで廃棄処分という形が今の財務規則上でございます。先回の音響につきましては、18万円ほどですか、なりました。

ただ、一つの問題としては確かに品物としてはそれがあるにしても、それを売るために取り外さなければならないわけでありますから、電線をペンチでパチンと切って出して売れるかというとそれは売れませんので、それにかかる費用がどうか。あるいは競り売りにするにいたしましても公告をして品物を一つずつ置いてですので、それにかかる経費がどうかという部分もありますので、一概に全てそういうふうにしますというご答弁はできませんが、できる限りお金になるものはお金にしたいという考え方でございます。

それから単価につきましては何万円以上のものは競り売りするとか、幾らのものはしない とか、そこは決めてございませんので、現場に応じて仕事をさせていただきたいというふう に思っています。以上でございます。

岡村雅夫君 1点伺いますが、照明というとかなり暗くしての照明で、若干市民の方から聞いてこの議場でも1回しゃべったことがあるのですけれども、光線というか光の線というか、たばこなんかを吸っているところだと煙が見えるのですが、そういった感じのが見えると。ですから、空調との関係も出るのではないかなという話をちょっと聞いた覚えがあるのですが。

ただ、光源を、セットを替えただけでなくて、空調も替えないと線が縦横に走って要するにスポットライトなりが当てるに、その軌跡がわかるというような感じが起きないのか。そういったちょっとお話を聞いたことがあるのですけれども、全工事に入れていないかどうかひとつお聞きしたいです。

総務部長 今、私の方でご説明を申し上げるのは、先ほど話しましたように設備が古くなって更新をかけるという部分でございますので、詳しい部分は教育委員会の方でお願いいたします。

社会教育課長 空調との関係ということでございますけれども、私どもこの照明設備関係は空調という考え方はちょっと持ってございません。よくいろいろな歌謡ショーとかそういうところでテレビなんかで光の線がビーム状に出るというようなのがあるのですが、今回の装置の中にも一部そういったものも導入するという計画になっております。確かに今まではそういう装置がございませんでした。以上です。

教育部長 岡村議員の質問についての問題点を、我々はこの設計の中で聞いておりませんもので、今、社会教育課長が答えたとおりの照明設備だけの改修工事です。引き続き我々としては、今お聞きの意見については調査し、変更の中で対応しなければならないことであればしていきたいなと思っております。以上です。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議 長 採決いたします。

第86号議案 工事請負契約の締結について(南魚沼市民会館舞台照明設備改修工事)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第86号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第14、第87号議案 財産の減額譲渡についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 第87号議案 財産の減額譲渡につきましてご説明を申し上げます。本件は財産処分でございますが、旧浦佐幼稚園跡地の部分、これは全体面積で2,284平米でございます、を医療法人社団萌気会に減額譲渡したいという案件でございます。普通財産である土地の処分につきましては、地方自治法施行令第121条の2において、1件5,000平方メートルを超えないものについては、長の権限において処分をすることができますが、諸般の事情により適正な価格より低い価格で減額譲渡しようとするときは、南魚沼市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例に規定されている場合 これは他の公共団体に譲渡とかということでございますが を除いて地方自治法の96条第1項第6号の議決事件に戻りまして、議決をお願いするものであります。

地方自治法の96条第1項第6号は、議決事件として条例で定める場合を除くほか この条例が先ほど申し上げた条例に当たります 財産を交換し、出資の目的とし、若しくは手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること、という定めがあるところでございます。よって、本件を議決事件としてお願いを申し上げるところでございます。

若干経過を申し上げます。庁内では認定こども園の開園によりまして、普通財産となる跡地の利用について昨年度内部検討をしたところでございますが、活用計画がない中で当面、建物を除却し普通財産として管理をする方向で、当初予算では建物の除却の予算をお認めいただいたところでございます。こうした中、本年の6月、医療法人社団萌気会から浦佐幼稚園跡地を再開発したいという計画が示されまして、用地の確保をしたい旨の申出がありました。6ページ、7ページに資料として同法人から提出されました浦佐幼稚園跡地再開発概要をそのまま添付をしておりますのでお開きをいただきたいと思います。

6ページ左の上に1の開発事業と事業担当組織の概要及び必要性と記述がありますが、平成25年4月にオープンを計画された中で、1の萌気浦佐診療所の拡充移転を軸といたしまして、医療設備の刷新と新たな医師体制をつくる。3の浦佐認定こども園との協業の拠点として、病児保育・病後児保育などを、4の高齢者ケアの地域密着型の拠点などとしておりますが、2期計画では助産師による助産施設、グループホームなども計画をしているとのことで記載がなされております。以下、施設内容、事業内容が記載をされております。

なお、右側の部分は当初医療法人が考えておられた参考図とお聞きしておりまして、実際には都市計画の用途地域の設定がございますので、写真のような高層の建物は建築ができないことになっております。規制に合わせた施設を考察中と伺っております。

また、その下の事業担当組織とのイメージ図がございますが、これにつきましてもこうした組織が現存するわけではなく、法人の思い、希望の部分であるというふうに伺っております。

建設計画が24年度であることなどから、12月の定例会でご提案を申し上げる予定でございましたが、財団法人新潟産業創造機構の助成事業を受けることや、融資準備などがある

ということで、急きょ追加付議をお願い申し上げたものでございます。

お話を頂戴いたしまして、当初時価相当でご提示を申し上げたところでございますが、議案記載のように医療施設の充実が望まれること、現在、医師不足の解消が大きな課題の中で小児科などの医師の増員が見込まれること、それから20人から30人の雇用の計画がされていること、27年開院の基幹病院との住み分けのための医療のあり方などから、全体的に考え合わせ公共事業に準ずるという判断から、新潟県の例に準じ減額譲渡をさせていただきたくご提案を申し上げるものでございます。

議案をご覧いただきたいと存じます。1の減額譲渡する財産の内容は土地でございます。 所在が南魚沼市浦佐追分5278番11 外1筆でございます。面積でございますが、2,2 84平方メートルのうち1,789平方メートルでございます。これは4の減額譲渡の理由に 記載をされておりますが、土地の利用計画が確定していないことから面積に若干の動きがあるかもしれないことをお含みいただきたいと存じます。と言いますのは、現段階では150 坪、495平米ほどの面積の院外薬局が敷地内に計画をされておりますが、その部分は減額 譲渡の対象としないという考え方からでございまして、この増減により面積、価格の動きが 若干あることをご理解いただきたいと存じます。地目は学校用地でございます。

2の譲渡価格でございますが、単価の設定につきましては、現地の南西100メートルほどの地点に宅地で税務課の評価のための鑑定評価をした地点がございまして、平成20年1月1日の時点で平方メートル当たり3万5,900円という基準数値がございますので、これを基に時点修正、道路、間口などを比準したところ、平方メートル当たり2万9,242円との結果ができたので、これを基準価格としたものでございます。

こうしたことから単価の設定を基準価格2万9,242円 これは坪で言いますと9万6,668円になりますが、これの80パーセントである2万3,390円、坪では7万7,335円になりますが、といたしまして、総額では2万3,390円に面積の1,789を乗じた4,185万1,866円としたいものでございます。

2割減額の根拠は新潟県が行う普通財産の譲与、無償貸付等の取り扱い基準にならい、公共又は公益的事業の例を基準とさせていただいたものでございます。

3の減額譲渡する相手方は、医療法人社団 萌気会 理事長 黒岩卓夫氏であります。

4の減額譲渡の理由でございますが、先ほど前段で述べた部分でございます。次の3ページに図面が添付しておりますのでご覧をいただきたいと思います。

説明は以上でございますが、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。以上で ございます。

議 長 質疑を行います。休憩という声がありますが続行いたします。続行いたします。

岡村雅夫君 まず、解体を市で発注ということがありますが、大体どれくらいのお金を 見込んでいるかひとつお聞きします。

それから、いっぱいになりますのでメモをしてもらいたいと思います。医療施設の充実が

望まれる地域ということでありますが、それは市の認識であります。そしてそこに診療所の 拡充、医者の増員が見込まれるとこういった言い方をしておりますが、市は今、医療対策特 別委員会、あるいは病院再編ということで議論になっているところでありますが、医療再編 と申しますか。そうした中でそれとの整合性ですね。ここに医療施設が進出することに対す る整合性をひとつお聞きいたします。

それから果たして市が今、医療再編を考えている中での医師不足の解消になるのか。公益性ということになりますと、これは利用者の問題ですので、それはさておいてとしますが、 そこをお聞きします。

また、この図面に線がありますが、5278の11というのと5363の1という、これを私は更正図は調べてないのでわかりませんが、こういった2筆があってその中の1,789 平米が対象とこういうことなのか。ということは市が分筆をして売るということなのか、その辺をひとつお聞きします。

そして、あと要するに価格が決定すると固定資産税の評価がされると思うのですが、今現在、多分先般の例でいくと、市のものは評価対象外というようなことでしていないと思います。これについて固定資産税がどういうふうに発生するのか。まあメリットとしてね。それから譲渡所得税等については関係ないのかどうか。要するに市にお金が入ってきます。

それからもう1点ですが、私はこの計画は9月20日まで、議運まで知りませんでした。これは、私は基幹病院がらみで懸案になっている医療体制等の問題と、非常に深く関わる問題だというふうに認識しますが、こういった公益性があるとかと謳って進めようとしているわけでありますので、今少し情報を公開し、こういった利用目的に使いたいというようなことが、そういう情報発信ができなかったのか。その辺をひとつ私は伺いたいと思います。

また、どこで協議をし、こういった計画、譲渡がなるのか、お聞きします。

先般の新潟日報にも出ていますけれども、情報公開度、南魚沼市は15点だということであります。私はこういうことは情報として秘密裏に 言葉が過ぎれば許していただきたいと思いますが 進めるものではなく、もっともっと利用計画があるかどうかとかも、やはり市民の財産でありますので、そういった配慮がどうされたのかひとつお聞きしたいなというふうに思っています。以上です。

議 長 休憩とします。休憩後の開会は1時20分とします。

(午前11時57分)

議長休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時20分)

議 長 質疑を続行します。答弁を。

市 長 岡村議員の質問にお答え申し上げます。私と、総務部長がまた後ほど答える部分がありますので、この解体費用等は後ほど総務部長が答弁いたします。

医療施設の望まれる地域、医師の増員は見込めるかということで、これは医療施設の望まれる地域というのは当然でありますし、基幹病院を中心とした医療の充実ということはもう

謳ってあるわけですから、この場所に限らず医療地域のという部分は、これはもうどこにも 該当することであります。

医師の増員は先ほどちょっと部長が説明しましたが、小児科医は1名間違いなく増員ができると。そういうことも含めて我々も判断をさせていただいたところであります。

再編との整合性ですが、これは医療再編は前にもまだ計画をきちんと出したということではありませんけれども、私の話の中で例えば六日町病院も、あの周辺を医療モール化していきたいと。そういうことを挙げているわけでありますので、当然基幹病院周辺もこれに限らず、また例えば民間で医療施設をということが出てくる可能性は十分あるわけであります。 医療再編との中での整合性は、全くとれているといういい方はおかしいですね、きちんととれているというふうにご理解いただきたいと思います。

医師不足の解消になるのかというのは、先ほど触れたとおりでありまして、間違いなくその部分は増員をするということであります。

分筆の件、税の件、固定資産税と譲渡所得という部分、これは後ほど部長がお答えいたします。

それから今まで知らなかった案件だということですが、やはり、これに限らずですけれども、相手方やそういうものを公開しながらやっていける部分と、ある程度の妥結等が見込めるまでは、きちんと秘密性をもってやっていかなければならないという部分があります。これについては私の方でそういう判断をさせていただいて、きちんとした部分がある程度確約できてという部分までは、外部には直接的には話しておりません。

ただ、こういうことが情報公開に反するということではないと私は思うのです。決まって皆さんから議決をいただいたことも情報公開をしないという、これはもう情報公開の趣旨に反しますけれども、やはり物事にはそういう交渉の経過とかそういう部分を、一切秘密にしながらやっていかなければならないという部分もございますので、この点についてはご理解をいただきたいと思っております。

どこで協議が行われたかと、これは企画政策を中心に、そういう話が入ってまいりましたので、私とその部署、副市長も含めてでありますけれども、協議をしながらやってきたということであります。それで、議運まで知らなかったというのは、先ほど触れましたように当然そこまではある程度秘密性を持ってやらせていただいたわけであります。

議運に私どもも、さっき部長がちょっとこれも触れましたが、本来12月議会でいいのだろうと。相手方もそういうふうに確か思っていたわけでありますけれども、融資先のいろいろの都合の中で、極力早くということでありましたので、議運にお諮りをして、議運の方で認めていただいたので、今日の議案になったということであります。もし、議会運営委員会の中で、岡村議員がおっしゃったようなことがあって、これはもう少し事前にきちんとやって協議をしてからでなければ議案としてあげられないということであれば、そういう処置になったわけでありますけれども、私たちは議運でお認めいただきましたので、今日の議案として提出をさせていただいたということであります。

ですので、市民の財産ということは当然でありますが、何よりもやはり市民の財産でありますから市民に広く還元をしていくという意味では、私はこれは妥当な譲渡だというふうに自分では感じておりますけれども、そんな状況であります。以上であります。

総務部長 それでは市長がお答えしたほか、何点かお答えを申し上げます。既設の幼稚園の解体費でございますが、これは昭和47年に新築をしておりまして、3月の当初予算で690万円でお認めいただいていますので、この29日に入札を執行する予定となっております。

それから分筆については先ほど申し上げましたが、医療法人の方とそれからそれ以外の方、 いわゆる減額しないところと出てきますので、分筆については私どもで分筆させていただく ということでございます。はい、市が行うということでございます。

それから固定資産税はどうなるかということでございますが、これにつきましてはざっとの計算で恐縮ですが、固定資産税の方は税率が1.4でございますので、それと都市計画税を合わせまして1.6になりますので、年額41万円程度の固定資産税が入ってくるのではないかと思われます。

それから不動産取得税につきましては県税になります。県税で3パーセントですので、これは相手方の方がおおむね55万円程度お支払になるのではないかと推測がされます。ただ、医療法人というのはいわゆる公益法人、全くの公益法人ではないのですが、収益を分配してはならないというふうになっている公益法人ですので、一部税法上で特例が認められております。例えば複合施設の中で福祉の部分については課税をしないとかがありますので、今言ったのはマックスでということで考えていただいていいのではないかというふうに思っております。

それから、私どもが売って所得が入るわけですが、譲渡所得になるわけですが、市は譲渡 所得は非課税でありますので、市が税金を払うということにはなりません。それからもう 1 点、ここは今市長からお答えいただきましたので、はい、私の方からは以上でございます。

岡村雅夫君 解体とか税の関係は了解しました。私はこの用地 先ほどの説明の中で跡地利用について、幼稚園をこども園に、幼保合体をしたわけでありますので、当然跡地が空くわけです。その跡地利用は当然考えるべきであったろうというふうに思いますし、あってしかるべきというふうに思います。

そしてあそこは学校用地であります。一般財産にすれば宅地化ということもあろうかと思いますけれども、私はそれについては学校用地をという形であそこに集積されている土地でありますので、そうした観点からやはりこれからの教育資産として、どう利用するかという辺りがまず第1にあるべきだったなあというふうに思います。

例えば、案がなかったということですので、例えば私がこれを思った時にすぐ感じたのは、 陸上競技場用公認グラウンドが欲しいというような人がいたとして、また政策化ができたと きに、やはり公認グラウンドということになるとそう自由に使えませんので、そうするとま たいろいろ物置等もいるとか、いろいろなことがありますが、そういった中であそこの広大 な土地がすぐ裏にあります定校の跡地です、そして今のサッカー場にもなっている広いところ。ああいうものをサブグラウンド化して、そして公認グラウンドを設けるというようなことも、私は一つの例かなというふうに考えたわけであります。そういった中で、利用がないということであるならば、それを言っても私はしょうがないというふうに思います。

そして、私はこの計画を見た時に、なぜ、この文教施設群の中に医療施設をとり入れなければならない、決定的な理由とは何ぞやというところが知りたいのです。さっき、くしくも市長が言われましたが、あの地域、要するにまあまあ病院周辺地域というふうに考えているかと思いますけれども、医療関係施設が進出するだろうということはわかっていたわけでありますが、また、こういった形でなぜそこなのかというのが私はわかりません。

大和センター長を軸として土地利用計画を策定中という話も聞いておりました。そういった中で突発的にこういう形があっていいのかどうか。事前にもう知っておられたのかどうか。その辺も私はいかがなものかというふうに思いますが、ひとつ。そして診療所の拡充とか、また、今言った医師の拡充ができる小児科が増えるということで、公益性があるという形でありますが、私どもは今この議会では医療対策特別委員会を設置し、そしてまた市の医療再編計画というものも挙げられている中、また大和病院に答申を求めているあるべき医療体制、そういったことを着々と進めようとしている中に、当然これが入っていたということであるのかどうか。私はそこがひとつ疑問であります。

そして、なぜかと申しますと、今、市長は情報の公開について私が言ったのに関して、相手方もあることやそういうことで秘密裏に進めなければならないことがあると、そういうものであるという言い方をされました。私は公益性のあるものであるならば、もっともっと公開をして、そして事前に地域住民、あるいは市民からの納得、あるいは称賛、いろいろあろうと思いますが、そういったものを受けるデモンストレーションをやるべきではなかったかというふうに私は思います。決して秘密裏に進める資質の問題ではないというふうに私は考えますが、いかがでしょうか。

先般の放射能の問題で情報公開の管理ができなくてというようないい方が、市長が謝られておりましたけれども、この物件に関しては情報管理ではなくて、いかに公開をするかということが私は前提であって然るべきだったというふうに思います。そして、広く公開し、そして文教施設群の中でもっと他に使う方法があるのか、あるいは今、文教施設群として何が必要かというような議論も当然起こってくるのが、このたびの物件ではなかったかというふうに思います。とりあえずこれでお答え願いたいと思います。

市 長 この浦佐認定こども園ができる、そしてあそこがいわゆる施設として空くということを前提にした中で、議員はご承知であったかどうかわかりませんが、去年、浦佐天王町の当時の区長様から、ここを天王町の第2の公民館として使用したいのだと、どうだというお話がありました。それは区の皆さん方が本当にそういうことを求めるのであれば、当然協議に入りますからということでしたけれども、それはやはり思いの違いでありまして、区長様は思っていたけれども、一般の皆さんはそう思っていなかったということでありまし

#### て、それは頓挫いたしまいた。

その後、市の方としてもこれは空くわけですから、どういうふうに使おうかというとこと ん詰めた協議はやっておりませんけれども、その後こういうお話がまいりましたので、これ は文教と医療なんていうのは切り離すべき問題でも全くないわけであります。しかも、認定 こども園の中で病児、病後児、そういう保育もやるとかそういうことをきちんと謳っている 中で、ここにそういう医療施設ができて何ら整合性がとれないことではないと、そういう判断をさせていただきました。

それから医療再編についても、大和の病院、六日町の病院、これについては今ある施設がどういう状態で、そして今後あるべき大和病院の姿はどうなのだろうということを、今宮永先生とかそういう皆さんから・・・もう始まったかな(「やっています」の声あり)そういうことをやっていただくわけで、例えば民間の病院があそこに出るからどうしよう、ここへ出るからどうしようなんてことまで、とても考えていただくことではありません。六日町の病院はどうしましょう、大和の病院はどうしましょう、それをやっていたって例えば民間で、大和病院の隣に病院ができればそれはそれで、ではそれをやっていたかと言われるとそれはやれないわけでありますから。大和の病院としてはどういう形をきちんと保持していけばいいのかと、これをやりましょうということですから、さっきも申し上げましたようにそのことと何らその整合性がとれないことではないということであります。

そしてグラウンド、公認グラウンドという話も出ました。出ていますけれども、それがある程度方向性が総合計画の中に盛り込まれておって、もうやるという方向性があれば、それはまたあそこをではどうだと公認グラウンドも含めてそういうことはできますが、今般の一般質問で正式に林議員の方からそういうお話があったので、もし、公認グラウンド的なものをやるとすれば、大和のあそこが一度そういうことでやっていましたから、それをリニューアルといいますか、そうしてやっていく方法が一番賢明であろうということを申し上げただけで、あそこを公認グラウンドにしようとか、あるいは運動施設をあそこに集中させようとか、そういう考え方は今一切持っておりませんので、全くそういうことの考慮はしませんでした。

公開の話ですが、市がやる事業でここに例えば医療施設を置きたいとか、あるいは教育施設を置きたいとか、今の特別支援学校もそうでありますけれども、そういうことについては何ら心配なく公開をして皆さんの議論を待ってということはできますけれども、相手が絡む中でそういうことが適当か否かというのは、これはその時々の判断であります。そういうことをやったことによってそれが破談になるということもあるわけですね、破談になるということも。

そういうことを判断しながら進めてきたわけで、別に隠して隠し通せるものではないですから、これは。ですので、公開というのは、こういう場でこういうことになりましたということを議決いただいた、それを公開するのが私は情報公開だと思いまして、前段の交渉事を全部公開することが、オンブズマンの公開情報の制度の中に入っているなんてことは普通な

いと思うのです。ありません。さっき言いましたように市の事業を突然今日持ち出して、今日はここをやりたいと、これはもう完全に情報公開も含めて、議会の皆さん方への説明も含めて落ち度があるということは間違いありません。けれども、これは全くそういうことではありませんので、そこに特に私が思いを致したということはなかったわけであります。

秘密裏といいますが、秘密にやっていって事が全部終わるわけではありませんから、ある程度の下ごしらえをして、だって用地の買収あるいは売る、みんなそうですよ、民間が絡む場合は。もう最初から全部まき出してさあ、どうだなんてことはほとんどやりませんよ。ある程度合意事項が見えて、さあこれで大丈夫だというところまでこないと発表できない、そういうことは多々ありますので、それがでは結果として全然教えないかといえばそうではないですね。きちんとこうして議案に出して、ここで議決をいただければそれはそれできちんと全部公開するわけですから。正にこれをもし議決前に公開なんかしていれば、また議会軽視だと、こういうことです。そういうふうに私は考えます。ですので、これが秘密で、秘密裏に事をやったとかそういうふうに考えられるのは、正に心外であります。そういうことであります。

岡村雅夫君 後段から。今、秘密裏にというが心外といいますが、私はそういういい方をしているのではないのです。こういうものはもっと公開しても、何ら差し支えない問題だということ。それは見解の違いですからどうしようもありませんが・・・(「それはあなたが言っていることだけで、相手はそうではない」の声あり)そういうことで、見解が違うと言われればそこまでであります。

では、お聞きしますが、ある程度骨子が固まり、こうした額までした中で、さっき整合性 の問題で言われましたが、私は萌気会さんがこども園をやること、そして病児、病後児をやることも、あるいは診療所を拡大することも、これは萌気会にとっては整合性のあることなのです。間違いないのです、これは。事業としてやるのですから。ただ、それに市が関わる時に、それに市の財産を、市民の財産をそこに提供するということでありますので、私は公開が必要でないかとこういう話をしているのです。

そして今、我々が特別委員会等で、医療対策特別委員会と要するに市の医療環境をどうあるべきかということをやる中で、そして担当常任委員会もあるわけであります。それは秘密に進めなければならないといいながらも、議運で認められたから議案になったから採決してくださいという、それで終わる問題では私はないと思う。そういうことから私はそういういい方をしているわけでありまして、別に私が萌気会をどうのこうのと言っている問題ではないのです。やり方が違うという話をしている。それが公開度に影響を、内容的にそんなことは関係ないと言いながらも、やはり私はそういった姿勢というのは、このたびの問題は特に考えを巡らせていただきたいというふうに思いました。

例えば、もっと公開して認知された形でやれば、今のこの民間に譲渡をしてしまえば、可 決してしまって譲渡してしまえば、まだ未完成なこの計画がどう転がっていこうが、それは 全然タッチできないのですよ。それは医療施設群とか介護施設群で許認可者であるというこ とで、市長は何らかの発揮はできるかもわかりませんけれども、要は土地が自分のものになってしまえば、どういった計画でも、どういったように膨らませようが別に問題はないのです。

あくまでもこの添付資料は参考までといいながら、非常に何か公益的に、あるいは皆さんと一緒にというような形になって聞こえていますけれども、あくまでも民間事業でありますので。それで、当然利用計画も変更自由なわけであります。

私はやはり譲渡することだけがいいものではないということも考えてみました。やはり土地は市が提供し、そしてその公益性なら公益性にのっとった運営をしていただけるというような形で参加するのもひとつの問題かなと、立場かなということも考えてみました。そういう点からしてみて、やはり私は秘密裏にではなくて、もう少しこういった形で進めたいと思う、というようなことがあってしかるべきではないかというふうに考えました。以上です。

市 長 公開すべしというのは、私と議員との間の話のほかに、相手方もあるわけですから、それはご理解いただきたいということを言っているわけです。例えば金額にしても、一応我々がここでこれから議会にお認めいただくかいただかないかわかりませんけれども、合意したからここに出せるのです。その間にではこうだ、ああだという話が出て、それで話が破談になるとか、例えばですよ。そういうことがあっても困るわけですから。それは私とあなたの、議会対私という関係の中ではそれは当然ですけれども、第三者があるということをさっきから申し上げているのです。第三者がありますと。第三者があることを全て行政側の都合だけでどんどん、どんどん公開をしていくということは、絶対それはでき得ないことがあるということを申し上げていることであります。

それから変更した場合、そこまで疑えば、きちんとこれから議決をいただければ契約書を結びます。用途変更をしてとか、好きにしていい、そんなことをやるはずがないじゃないですか。そこまでお疑いになるのであれば、それは正にここで議論したってどうしようもないことですから、そんなことやれるはずがないでしょう。何を心配しているのですか。

ここに案があって、だからまだ決まっていないからと言っているんじゃないですか。(「決まっていない。それで我々は・・・」の声あり)(「お互いのやり取りはよしてください」の声あり)決まっていればですけれども、これから決めていただいた上で譲渡契約書をきちんと結ぶということですから。案件にはこう書いてあります。記載の医療施設としての用途に自ら供さなければならないと。これに違反すれば当然返還してもらうということですね、そういうことです。契約書はここにかかるのではない。ちょっと待ってください。

それから医療対策の特別委員会ということも出ました。それはおっしゃるとおりの部分があるかもわかりませんが、医療対策特別委員会の皆さん方にこれからまたご議論いただくことは、例えばではここにこういう医療施設ができて、ではそれも含めて医療をどうするかということを考えていただこうと、そういう思いですから。

それから病児、病後児の件ですけれども、関係なくはないですよ。市の大事な子どもをそこに預けて、一番近くに医療施設ができると。それは萌気さんの都合といえば都合ですけれ

ども、我々はそういうこともできるから、いわゆる減額譲渡も含めてやろうではないかということ。正に市民の、市の子どもたちを思ってのことでありますから。別に萌気さんのことを思って、萌気さんの得になるようにしようなんてそういう考え方は全くございません。

ですので、どういうことをおっしゃりたいのかよくわかりませんけれども、秘密、秘密と言いますが、一番は確か今日突然出てきたという、そこからがそうだと思います。けれども、これはもう最初から申し上げておりますように、事前にいろいろお話しできることと、でき得ないことがありますので、それはひとつ十分ご理解をいただきたいと。全部こうするということではありません。さっきも触れましたように市が、市が主体性を持ってやる施設、計画、これはあれです、議会の最初に提案していないで議運でひょいと出して、さあここへ何か作るのを認めてくれなんてそんなことはしませんよ、幾ら何でも。ですから、立て分けて考えていただきたいと、そのことをお願いするのみであります。

議 長 発言回数がきておりますが、特別に許可をいたします。

岡村雅夫君 私は考え方が違うとかそういう問題で議論しようとしているのではなくて、例えば、この添付書類があるでしょう。これがこうして正式に出す時になれば、ある程度、 来年4月開院でしょう。それでこういったイメージ図まで出て、これは違いますなんて書いて、そしてあそこは第一種住専地域ですよ。第一種住専地域でこういった4階建てとか、あるいはそういうことが実際は・・・

議 長 岡村議員、ちょっと申し上げます。4階建てとかそういった高さ制限は前もって事前に説明されてあるとおりです。

岡村雅夫君 それでその組織図も行政、地域とのというのが、まだ誰も知らないでこういうことが計画されているということ自体も、やはりこういうので添付すべき書類かどうかということですよ、そうなると。所見を伺っておきます。

市 長 先ほどご説明申し上げましたとおり、この7ページの部分については正にイメージ的ということで、こういうことではないですけれども、ということを申し添えて、当初考えた案というか、そういうことであったのかもわかりません。私もこれはよくわかりません。だけども部長の方からこれはもう全く別ですと、そういうことをお話し申し上げたので、必要なかったら取ってください。そういうことをきちんとお話し申し上げたわけですから・・・いやいや、そうでなくて、全く話として、何をおっしゃりたいのか。秘密性が悪かったのか、医療施設が悪かったのか、どこなのですかということを聞きたいのです。どこなのですか。もう一度議長から許可をもらってはっきりしてください。

議 長 質問は終了しました。

佐藤 剛君 前の議員がいっぱい質問をしましたので、若干だぶる所もあるかもしれませんけれども、その点はまた観点を変えてということでお答えいただきたいと思います。私はどこがどうだということを言われれば、まずは最初に言っておきますけれども、出来上がりは最終的には、私はいい形になっていくのではないかなというふうな思いはあります。ただ、どこが悪いかといえば、やはりこの議案の進め方は、私ども議員としてはなかなか簡単

には理解できないというか、納得できないような進み方になっているのではないかというふ うなことを、地元の議員として感じます。

それで、これはまず情報公開の話がありますけれども、市長、確かに行政が行うことについては秘密裏といいますか、内々に固めておいていかないと破談になるというようなことはあるのですけれども、こういうのは先ほどのような特別委員会もあるし、つい先ほど常任委員会もあったのですけれども、まだ詳細は決まってはいないけれどもここにこういう話がきているという話は、幾ら何でもあってしかるべきだと思うのです。そうでないと、ここでこう突然話が出てきたなんていえば、どう判断していいかわからない、というのが私は正直な気持ちです。

もう一つ心配なのは、では地元の方にはどういう話になっているかということなのです。これは行政のやることだから地元に関係ないというわけではないと思うのです。その点やはり情報公開の部分的でもあれ必要性があると私は思うのです。私ら天王町の所は、あそこについては福祉施設か医療施設が来るかもしれないというようなことでぼやんと考えていますので、出した時に受けはいいかもしれません。けれども、では片方の今ある施設を移転するわけですので、その人たちの所へ突然そう言われても、今まちづくりで一生懸命なわけですから、それは情報公開でちょっと進めなければだめだという、どこで話は済まないというふうに思うのです。

そういういろいろな絡みがあれば、特別委員会にも話はなかなかしていなかった。そして その今、大和病院のあり方みたいなものの検討が始まったということです。市長はそこに病 院ができても大筋のところは変わらないだろうというふうなことになっています。私もそれ を今のこの形を基にすれば、よりよい医療再編はできると思うのですけれども、だけれども、 今考えている所にはその要素は全く多分入っていないのではないかと私は思うのですよね。 今まで考えを進めてきたことはどうなんだいということなのだと思うのです。あれだけ近く に出れば何らかの影響は私はあると思います。そこら辺がどうなっているのかをちょっとお 聞きしたいと思います。

市 長 再々申し上げておりますが、急に議運に出したというのは、そのとおりなのです。ですから、先ほど申し上げているとおりであります。私は別に議会の方に責任を転嫁するつもりはございませんけれども、議運の中でそれはそうだと、だから今回は議案としてだめだと、もっとよく説明しろということであればそれはそうしました。だけども、私どもは議運でお認めいただいたものですから、今日議案として出したということです。

我々は一般的に議会の皆さん方が議案とか、そういうことをどこで知り得るかといいますと、議運を通った後、各派代表者の皆さんの所に議案が渡るわけですね。そこで議員の皆さん方は議案を正式には初めて見るわけです、正式には。ですから、そのルールをおかしてまでやるということではなくて、そうしたものですからまさか、まさか、議会の皆さん方から拙速だとか、秘密裏だとかそういうことを言われるとは思っていなかったのです。我々とすればそういう方法しかないわけですから。それは事前に話をしていいものであれば、では全

員協議会でやるかとかそういうことはあったかもわかりません。それはちょっとそういう状況ではなかったものですから、皆さんにそのことはお話し申し上げているわけであります。

ですから、それはもうそうなると議運の委員長さん、あるいは議長さんの判断で下げろと いえば下げます。そして十分議論してください。私はその議運の関係についてはそこまでし か言えません。それを我々がどうしろということは言えませんから。

それから地元という話ですが、その地元の、ここには6ページの一番下に書いてありますが、浦佐診療所跡地については、ほのぼの変更継続、認知症専用デイサービスとして、浦佐地域の元気老人のサロンとして開放していきたいと、こういうことになっているわけです。ですから、これは私どもがそこに行って萌気さんのかわりになって説明するということではありませんけれども、当然ですけれども、それはそれなりにきちんと市も、もし説明が必要とあれば行って説明しなければなりません。そういうつもりでありました。

だから、住民の皆さんにも何にも、とにかく秘密にしてきたということを非常に問題視を しておられますけれども、我々とすれば1日も早く、今はない診療科ができて、そして地域 の医療体制が充実する、そのことが一番の念頭にございましたのでこういうふうに進めさせ ていただいたということであります。

佐藤 剛君 議運の中で問題にならなかったということになると、私も議運の一員ですので、そう言われるとちょっと弱い所があるのですけれども。ただ、私ども議運に出てくるということは、その議案として出したいということは、例えば内部ですね、例えば用途地域の見直しを今やっている時ですけれどもそういうものとか、今、病院再編の形で病院のあり方みたいなものを検討しているところですけれどもそういうところとか。そういうところが全ているいろこう調整がついてそれで出てきているのだろうと。それで地元の方も私が知らないだけで、ある程度の話はしているのだろうと、医療施設がなくなるけれどもこの福祉施設は残るのだというような話もしているのだろうと。

議運に出てくるということはそういう そこが甘いといわれればそうなのですけれども、そういう前提で議運の中へ出ているのです。そこまでああなのか、こうなのかというようなことを、どうなんだというような話は、当然議運の中では事前調査に引っかかる部分もありますのでできないわけです。そういうところで議会運営委員会があるので、その中でうんぬんというのは私は仕方がないと思うのですけれども、と思います。

もう一つは地元の方の対応は、こういうふうなことであれば、私は市と業者といいますか入ってくる施設、入ろうとする人たちと責任を持ってきちんとやるのであれば、今後そういう対応はやはりきちんとしていただかなくてはならないかなというふうな思いがありますので、付け加えさせていただきました。

市 長 用途がこれは住専だとすれば 私はよくわかりませんけれども すれば医療施設は大丈夫です。別に用途変更の必要はありません。それから、医療再編についても先ほど触れましたように、再編を含めた特別委員会があったり、あるいは病院の内部としては大和病院をどうしていこうということは今始めました。ですから、これが障壁になると

いうことではありませんし、なぜここまで皆さん方にお話ができないというのは、さっきも 言いましたように 1 2月という思いが我々はあったわけであります。

しかし、諸般の都合の中で、こういうことになりましたので急きょ議運にお願いしたということでありまして、例えば12月とすれば、全く話をしないで済んでいるなんていうことではないというふうに私は認識しておりますけれども、いろいろ都合が出てきたということは一つご理解をいただきたいと思います。

地元の方は当然でありますけれども、市が一緒になって説明に来いといえば、それは当然 行きますし、それはきちんと対応させていただきます。

今井久美君 先ほどちょっと話があったので確認をしたいのですが、これは民間の医療機関が自分の土地や、市の土地でなくて計画していけば、全く私らは、市民とすれば医療施設が充実されるということで進んでいったものだろうと思います。そういう中で、先ほどこの核になる外部協力体制の中に、市議会議員ですとか有識者も入ってこれから何とかしていくというのかどういうのかよくわかりませんし、地域医療の特別委員会もこれから関わられるのか、関わられないのか、そういうものなのかどうなのか。全くそうではなくて、これは土地さえ譲渡すれば、もうこの萌気園さんが独自でどんどん進めていくものなのかどうなのかということをちょっと確認したいと思います。

今も話が出ていた地域医療の再編の話が、ちょうど基幹ができるということで進んでいる最中ですので、ならば介護も障がい者の施設も、今、萌気さんがどんどん施設整備をしていただいています。その中でも介護も障がい者施設も協議会の中で十分話し合いながら、お互い過密にならないように調整したり、いろいろ具面してこういう整備ができていくものだろうと思っています。そういった意味では医療もできるだけみんなの合意の中で、いい設備が市民のために整備されていければいいなと思っていますので、こういう特別委員会はここに書いてあるように市議会の議員の有識者だとかという部分で関われるものなのかどうなのか。

それといろいる話が出ていますが、私はいろいろのやり方があったと思いますけれども、前期の議会の中でも匿名の部分を資料を出して、全員協議会で引き上げたりとかいろいろなことであったと思います。執行部の皆さんがやっていることは全て本当に内密に進めなければいけない部分が多いと思います。ただ、こうやっていずれ議会で承認をもらわなければならないことであれば、私ら26人の議員もそれなりに守秘義務、そういう自覚を持ってここにいますので、私はそういうことを信じていただいて、ある期間がきたら、今日議運を通過したということもありますけれども、もっと違う形で協議をさせていただいたり、頭の中へ知識を詰め込んでそれで判断できるようにしていただければ、もっとよかったのではないかというふうに私は思います。

議会も26人を信じて、お互い二元の中で協議し合えるような執行の仕方をしていっていただきたいと思います。以上です。

市 長 前段の協議会的な部分については、部長がどこまでどう聞いているかちょっとわかりませんので部長に答弁させますが、後段の議会の皆さんを信じるとか信じないと

か、そういうことでさっき議論したのではないのです。一般にもっと公開をして広く議論してからやれという話だったので、それはできないことがありますと。ですから、さっきから何度も触れておりますように、本来これは12月でよしという思いでありましたので、全く話も確か当然していないわけであります。そして内々にきちんと話ができていって、ある一定の時になれば委員会にお諮りというかご報告したりとか、そういうことはできたわけであります。けれども、やむなき都合、そういうことも出まして、何とか今議会ということでお願いをしたいということでありますので、その点はひとつご理解をいただきたいと。

議会の皆さん方に隠して、隠して通せるものなんて何もないわけでありますので、そういうことでご理解いただきたい。ただ、秘密会という部分をきちんと定義しないと、それは幾らしゃべってもらってもそれが罪になるとか、おかしくなるということはございませんので、そこまでやる必要があるということではありません。我々は一応、例えば秘密会でなきにしても、この件については議員の皆さん、しばらくの間は口外は禁でお願いしたいということを我々がお願いすれば、それは皆さん方がそれは信義は守っていただけるものだというふうに思っておりますので、議会の皆さんを信用しないということでは全くないということだけはご理解いただきたいと思います。

総務部長 先ほど申し上げたとおりでございまして、これは萌気会さんが頭の中でというか、この施策をやっていくについてこういう体制を確立していきたいという思いでありまして、これが決まったとか、それから今市議会議員さんの中でこの丸の中に入っているとか、そういうことは全くない状況の部分でございます。以上でございます。

関 常幸君 2点質問いたしますが、この内容をみた時に、私どもは実はこういうことがあった。昨日、実は浦佐で会があったのです。60人来て、懇親会で30人になって、がっかりしたという、まだこういうことを言っているのかと思ったのは、大和病院は本当に大丈夫なのですかとか、そういう質問なのですね、席で。大和病院はよくなっても悪くなりませんよと。市民の皆さんはそういう心配をしているということを、私どもはそこを一番心配しているのですが、例えばその市民が、今この萌気園のものが向こうに出ていった時に、その人はよりまた心配すると思うのですね、大和病院はという中で。そういう中で私どもは今、心配をして質問しているのであります。

そういう中で私とすれば、この計画を見て、大和病院が進めている一次、二次の質と内容と、この萌気園のこの中身を見れば違うわけであります。私は大和病院の先生方や医者がここが出てくるからといって、混乱や動揺なんてことは絶対私は、大和病院はないと思いますが、市民が心配しているのです。ぜひ、そこのところを十分やはりわかってもらいたいと思います。

そして、たとえそうであっても、市長、一方病院の宮永先生にこの問題について、実はこんなことが出ているのですけれども、という話はしたのでしょうか。私は人から後から聞くよりも事前に話をしていた方が、人間とはそんなものではないのかというふうに思うのですが、今の病院側にこのことについては触れていたのかどうなのか、お願いいたします。

市 長 大和病院が大丈夫かとご心配をなされる方がいるというお話でありますが、今までの経過等も含めますと、そういうご心配をなされる方もいるかもわかりません。ただ、私どもは 私どもはというか、それは心配いらない。大和病院は大和病院としての形をきちんと確立していくわけでありますので、これはこれによって、このことができることによって大和病院が、再編後の姿がまた衰退をしていくとかそういうことにはならないし、そうはしないという固い決意は持っておりますので、またご理解いただきたいと思います。

その病院の方でありますけれども、計画書は一応福祉保健部、それから病院の方にはこれは届いております。ただ、私が直接宮永先生にこういうことだと話はまだしてはおりません。

岩野 松君 前者とも重複するかもしれませんが、私も今の、今までのいきさつを聞いていて、基幹病院ができる、そしてその後の大和病院がどうなるということは、やはり大和病院を、今まで旧大和町時代の町民は本当に信頼して、開業医が余りできなかった。それほど皆さんがそこを信頼して、そこを根拠にして健康づくりや医者にかかっていたというのが大和の住民だったと思っています。

そういう考えの中で、黒岩さんがあそこの創始者でもありました。そして最初の院長でもあり、そういう中から分かれて独立して今、萌気会を作り、いろいろな事業をやっておられます。それを考えた中で、やはり基幹病院ができた後の大和、市立の医療体制、病院はどうなるのかというのが、私はこれを見た時、一番先に思ったのですけれども、今、市長は計画的には変わりないというふうに。

そしてこれは開院するのが25年ですか。ということであれば、もうここで、この議会で何とか承認されるという形がとれれば、もうゴーサインで次々といろいろな所へも発表していくのだろうと思います。そうなった時、大和の人たちは、ああいうのがしかも非常にいい場所だというふうに思います、この場所は。そういう所にそういう、しかも産業医までそろえて作る診療所という名目でありますけれども、医師の確保もしていきながらそうやっていく。計画的には大和病院を、基幹病院後は変わらないと言われるかもしれませんけれども、先行きはやはり私はどちらがどうなるかということになって、かえって医療が充実するという方向になれば、私はまたそれはそれで大和の住民としてはいいと思いますけれども、どうなるのかということが懸念されています。

市長は英断をもって、基幹病院後は六日町病院も大和も市立でやるというふうにおっしゃっておられました。そういう意味では本当に安心していたのが突然こういう話が出、しかも今までの話を聞いていると黒岩さんなら医療だし、これからの問題もあるから売りたいというのが何かこう見えるのです。減額までして売らなければならない、そういうことも、だから相手方がある、相手方があるということなのかなという思いもあります。とにかくそこら辺の見解をもう1回お聞かせください。

市 長 医療施設が多くその地域にできるということは、結果としては市民にとっては選択肢も増えますし、市民の不利益になるということは全くありません。それはおわかりでしょう。岩野さんも六日町病院よりもっと自分の家の近くに病院ができれば、その方が

いいでしょう。同じですよ。市民にとってはこれは歓迎すべきことだと思います。

では、後の方は市立病院としての経営的な面でどうだと、こういうことだと思いますけれども、結局それはそれとして、それに負けないように切磋琢磨しながら黒字化を目指して頑張っていくということでありますし、これができたということで大和病院の経営や運営がなっていかないというほどのことであれば、それはもう病院としてはやめた方がいいことです。

しかも、いわゆる自治体病院というのは、不採算部門そのものがある意味では任務みたいなところもあるわけです。民間は不採算部門にほとんど入りません。そこでそれを担って地域医療を確立しているのが地方のその自治体病院でありますから、それは黒字に越したことはありませんけれども、赤字だからその病院がいらないということになり得ないのが大体自治体病院であります。

民間病院は赤字になれば確か出ていきます。やめるとかですね。そういうことをしないで、 きちんと地域の医療を守るというのが自治体病院でありますから、これができることによっ て大和の病院がだめになるなんてことはあり得ませんので、その点はひとつご理解をいただ きたいと思います。

それから黒岩先生だから売りたいとか、黒岩先生だから秘密にしている、そういうことを 考えること自体が私は不思議でありまして、それが私の答えであります。

岩野 松君 はい。ただ、今の状況の中で大和の区域ですごく人口が増える要素というのは私は余りないというふうに思っています。そういう中で萌気会がより充実した医療、しかもこれを見ますとこれからの高齢化を もちろんあの人はそういう方向が強かったのもありますけれど、そういう方向を目指した形のもの。そして産業医という新しい分野にまで挑戦するということは、ある意味では、大和病院が目指すのはまだ正式に私もそれがどうなっているというのは見えていませんけれども、若干違うのかもしれません。でもやはり、大和病院の先行きは暗くなったなあ、今いる大和病院に勤めている人たちもそういう懸念を感じないのかというのが非常に私は気がもめます。

ある医師からお聞きしましたが、日本においては開業医の方が非常に有利なんだそうです。 そういう意味では、そこを補う形で市立の大和病院をしているという今の市長の発言、不採 算部門をするのが自治体の役目でもあるということですけれども、ぜひこの場が、申し訳な いけれど赤字がうんぬんということがないような方向性を見据えた形での市立の大和病院の 計画を立ててほしい。それも希望して終わります。

市 長 先ほど触れましたように、当然最初からもう赤字だなんていう計画を見込むものでもありませんし、大体そういう形では見込んでいません。今、シミュレーションではですね。これから我々が受ける六日町病院も大和病院も、大幅にどんどん、どんどんとは申し上げませんけれども、病院の事業として十分やっていける体制を取れるものだと思っておりますし、またそういう形を構築していかなくてはなりません。

その中であの病院がじゃまになる、この病院がじゃまになるなんてことはあり得ないわけであります。同じことをやろうとすればそれはやはり切磋琢磨ですから、評判のいい方へ患

者さんが行ってしまうということですから、これはその時々のお医者さんの応対や看護師さんの応対ですから。それはそれとしてそういうことにならないように、自治体病院としての努めをきちんと果たしながら、なおかつ黒字化も目指してきちんとした計画を立てて、それを実行させていただくということでお願いしたいと思います。

議長質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

(「議長、休憩動議」の声あり)

議 長 休憩とします。

(午後2時16分)

議 長 休憩を閉じて会議を開きます。

(午後2時18分)

議 長 討論を行います。反対者の発言を。

笠原喜一郎君 私は87号議案 財産の減額譲渡について、反対の立場で討論に参加をさせていただきます。その討論に入る前に、私はこの医療法人社団萌気会さんがこの地域の医療に本当に情熱をもって取り組んでいただくという、そのことについて心より敬意を表するものであります。そしてまた今回提案されたように、その進出をすることについて市が積極的に応援をしていく、そのことにも何ら異をとなえるものではありません。しかし、私は以下の数点のことを指摘しながら、やはりこれは反対をせざるを得ないということであります。

まず1点目は、公共の土地を売却する時に、やはり私は広く知らせるということが基本だろうというふうに思っています。そういう意味であの地域が浦佐地域の中では一等地であり、そしてまたあそこをもし市が売却をするということであれば、私も手を挙げたいという方があったのではないか。そういう意味からして広くそのことを知らせる、それが私は公有の財産を売却する時の基本だろうというふうに思っています。そういう意味で私は今回はいかがというふうに思っています。

それから2点目は基幹病院の建設についてであります。医師が80名ぐらい来ると言われております。また看護師もたくさん来ます。そうした時にその医師住宅をどう確保していくか。当然それは財団等が心配をすることでありますけれども、今の農振除外が非常に厳しい中では、こうした土地は貴重であります。今のこの計画地の脇は大和病院のこの医師住宅がある土地であります。そういう意味からして私はこの土地は大事に使う、そういう要素がある土地だというふうに思っております。

3点目。私は先ほど言いましたように、今、萌気会さんはそれこそ公有の土地に出てくる 予定でありましたけれども、仮にこれが民間の施設であったとしたならば、私はそこに市と して応分の助成をすることには何の異議もないところであります。この地域の医療をきちん と担ってもらう、そのために民間であろうが、民間の土地のその取得であろうが、私はそこ に市が積極的に関わっていく方法もあるというふうに思っています。

そして3点目であります。去る9月13日の日に新潟日報に特別支援学校の設置について 保護者の方の投書が載っておりました。いろいろな一般質問でも議論がありましたけれども、 確かに就労支援という非常に魅力のあるその場所、今のサンティックの場所であります。し かし、では体育館はどうなのか、あるいはグラウンドはどうなのか、プールはどうなのかと いう中で拙速な決定はしないでいただきたいという、そういう投書でありました。それに対 して後日、教育長からの返答がありました。

しかし、私はこうしたことを念頭に考えた時に、では今のその場所をそうした萌気会さんに売却をするのであるならば、本当に後ろにグラウンドがあり、近くにB&Gの体育館があり、そしてプールがある、そこに建物を造るということも長い目でみれば、私は本当にいい政策になるのではないかとそんなふうに考えているところであります。

そうした諸々の理由を挙げて私はこのことに反対をするものであります。ただし、先ほど言いましたように、この医療法人社団萌気会さんがこの地域で医療活動に従事することについて、本当に敬意を表すると同時に、また民間の土地でそういうことを展開する時にも、私は行政として応分の負担をするということは、当然のことかということを付け加えて、反対とさせていただきます。

議長次に原案に賛成者の発言を許します。

松原良道君 私はこの87号議案に賛成の立場で討論をさせていただきます。この議案につきまして今ほどそれぞれ議員から思いを聞かせていただきました。議員の皆さんが心配するような、ちょっと説明不足ではないかという話もございますけれども、私は今回のこの議案、よく執行部は決意をしていただいたというふうに考えています。

今ほど21番議員が反対討論の中で、黒岩先生の今までの功績それはもう認めていると。 私もそのことはこの不況の中、そして高齢者社会がもっとどんどん進む中で、黒岩先生の今 やっている役割というのは、私は市民挙げて敬意を表するべきであろうというふうに思って います。

まして、このいわゆる医療法人は今までの経過の中では、財産を取得してこうした運営に乗り出すということは、私は初めてのケースであろうというふうに思っています。なるほど、今の反対の理由の中にもこれだけ優良な土地、尚早ではないかという話でありますけれども、今私どもが知り得た情報の中では来年息子さんが戻ってくる、そして奥さんも我々のこの地域が懸案としていた小児科医であるという中で、今、市長の説明がございました。

反対の中にもありましたけれども、これからこの地域が平成27年度の基幹病院のスタートに向けて地域医療を大変考えている中で、大和病院、市立病院の経営を心配する声もありますけれども、私は今回のこの議案がこの地域医療の再編の決定をみる前にこうして名乗りをあげてきていただいたことに非常に感謝しています。なぜならば、この基幹病院ができて、そして今市長の説明にあるように、私は市民病院、大和病院の運営が悪くなっていくとは思っていません。必ずや皆さんの心配を払拭するような経営内容になっていくだろうと思って

います。

ましてやこの地域医療は再三皆さんから言われているように、基幹病院、あるいは市立大和病院ができただけでは地域医療再編はうまくいきません。民間のこうした優れた医療機関が出てくることによって我々の地域の医療再編が、なおかつ完璧な構築ができると私は信じています。

そういった意味では今回のこの決定、私は・・していますけれども、今の不況時代にこれだけの単価でこの取得をしていただいたことに対しても、また2割減ぐらいで売却をしていただいて、この地域医療に貢献できる福祉法人が本腰を入れて、この地域にまた参入するということは私は大歓迎であります。

そういった意味からも、議会にいる皆さんが今回ここで問いかけられた87号議案、大変 慎重かつ英断をしなければならない議案だと思っていますので、全員の皆さんのご賛同をお 願いして賛成討論に変えさせていただきます。

議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。

佐藤 剛君 私は本議案に賛成の立場で討論に参加をしたいと思います。不満といいますか、納得がいかない所を挙げれば私はたくさんあるのですけれども、まず、私が一番に考えるのは、今一番困っている地域医療をどうしていくのかということであります。今ほどの賛成者の発言の中にもありましたけれども、今この計画に載った、出ようとする医療法人の計画から見ますと、今までやっていたことよりもさらに医療の分野を広げた計画を持って。新たな所に出ようとしています。私はそのことは大変評価をしなければならないことでありますし、そしてまた基幹病院との連携を考えた中ではそれは大切なことだと思います。

そして今の話にもありましたように、時期的にこの話が出るということは、今既に大和病院のあり方といいますか、市立病院のあり方を検討しているのですけれども、このことを前提にさらによりよい医療再編が期待できるのではないかというふうなことを私は期待をしたいと思いますし、そうしてもらわなければならないわけです。

特別委員会の方にも多分全く話がいっていないわけなのですけれども、今、特別委員長の 賛成討論の中で力強い話もありまして、今後その中でも多分よりよい医療を目指して特別委 員会が活発に活動することもあると思いますので、そこにも期待をしたいというふうに思い ます。

そして、ただ私がちょっとこの件についてまだまだ納得がいかないのは、こういう重要なことですので、何で地元の方にできる範囲での情報を公開しながら、理解をいただきながら、大切なことですしよりよくなることであるが故に進められなかったのかというのは、非常に悔やまれるところであります。こういう行政運営のやり方でいいのかというのは今でも思っているわけですけれども、話を聞いてみれば新潟産業機構の補助金を受けるために致し方ないという面もあるようです。今回は私はそれも仕方ないのかというふうに思いますけれども、私はこういう議会運営といいますか、議会の提案の仕方というのは非常に今後考えていただ

かなければならないことだというふうに、そのことについては考えております。

ただ、その医療の現実を考えると、今回、決定までにはいろいろな問題があるかもしれませんけれども、こうして議場の中に提案されたからには白、黒をつけなければならないとなれば、私はそういう課題を残しつつも今後の医療のために地元の議員としても賛成をしていきたいというふうに思います。

議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。第87号議案 財産の減額譲渡について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 賛成者起立 )

起立多数。よって第87号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 休憩とします。休憩後の開会は2時45分とします。

(午後2時32分)

議長休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時47分)

議 長 なお、ここで新潟日報社より議場内の写真撮影の許可の申出が出ておりますのでこれを許します。

議 長 日程第15、発議第7号 自然エネルギーの開発と普及、プログラムを決めた原子力発電からの撤退を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

岩野 松君 自然エネルギーの開発と普及、プログラムを決めた原子力発電からの撤退を求める意見書の提出であります。 3月11日に発生した東日本の大震災によって、東京電力の福島第一原子力発電所が重大な事故を起こしてから半年近くになります。事態はいまだ収束のめどが立っていないとともに、放射性物質による被害が続いています。また、原発周辺で生活する10万人以上の住民が避難を余儀なくされ、農水産物の生産や出荷など地域経済に重大な被害を与えています。

世界では既に原発から太陽光を始め、風力、波力、バイオマスなど自然エネルギーへの転換が図られているが、日本エネルギー政策は大きくそれにも立ち遅れています・・・

議 長 提出者に申し上げます。朗読は禁止されております。続けてください。

岩野 松君 はい、わかりました。

これは原発に対する非常に不安が国民にも広がっている。そしてこの福島原発が世界に及ぼした影響は大きい。しかも、輸出している人たちも大きな被害を被っているという問題もあります。原発事故は皆さんの命と暮らしを破壊し、そして本当に大変なことなのだという

認識を新たにしたけれども、やはりそれを撤退する計画が今まだ仕組まれていません。そういう意味では、国民の大多数はもう原発に依存しないでという思いがあります。

そういう意味でプログラムを決めて原発から撤退すべき。しかもここ、日本の国は地震、 活断層、非常に多発しています。そういう意味ではそういうところからも速やかにやめる。 そういうことも大切なことであります。

そしてまた原発技術は未完成であり、特に廃棄物の問題も六ヶ所村もこの新潟県も、数年、2~3年しか持たないと言われています。続けていけば本当に大変なやり場のないことになります。そういう意味では先ほどの請願のときも言いましたけれども、今、原発に使っている税金を自然エネルギーそういう方向に回すならば、非常にそこへの推進が進む。そしてそれは個人も含めて電力を生産できる、そういうことにつながります。

もちろん、これからも節電も大事、むやみな電力消費というのには私は異議があります。 3 交替制にして、生産を上げるために無理やり夜も電気を使うみたいなことも含めて、節電 に協力することも大事ですけれども、自然エネルギーへの方向性を持って。自然エネルギー は計画的にできないと言われていますけれども、風力でもいっぱい回ればちゃんと計画的に できるという立証もありますので、そういう意味で自然エネルギーへの開発、普及、そして その促進、それが低エネルギー社会に移行する。そのことをぜひ国の方向としてもやっても らいたい。そういう意味で意見書を提出するものであります。以上です。

## 議 長 質疑を行います。

桑原圭美君 この請願なのですけれども、自然エネルギーの開発、普及は私は大いに賛成であります。しかし、この自然エネルギーの開発、普及と原子力政策からの撤退ということは、同時に進めることはちょっと難しいのではないかという立場で、私は質疑をしたいと思います。原子力政策は国の経済産業の発展、科学技術の進歩、そして国防に至るまで総合的な国益を判断しながら進めてきたものでありますので、自然エネルギーの開発、普及とこれとを同じテーブルに上げるのはちょっと難しいかなと思っております。

この請願人、原発問題住民運動全国連絡センターというのが、本部は東京都千代田区にあって、日本共産党などいろいろな団体と連携をとりながら脱原発の運動に取り組んでおられるということでございます。1964年に中国が核を保有いたしました。1964年10月30日に参議院の予算委員会において日本共産党の岩間正男議員の発言をちょっと紹介しますが、社会主義国中国が核保有国になったことは、世界平和のために大きな力となっている。元来、社会主義国の核保有は帝国主義国のそれとは根本的にその性質を異にし、常に戦争に対する平和の力として大きく作用している、と言っています。

ここで1回目の質疑なのですが、今の核を保有してよい国と、保有してはならない国があるという認識をお持ちですか。

岩野 松君 保有する国と保有できない国というかがあるということは知っていますけれども、私はやはり核も終局的にはやはり保有すべきでないという考えでありますので、その特定の国だけあって、それが開発していいということには、私自身は異論があります。

桑原圭美君 非常に明確なお答えをいただきまして、ありがとうございます。中国という隣国なのですけれども、これまで30年の間に46回の核実験を行っています。世界的な視野で核の問題に取り組んでいかなければいけませんので、この脱原発の運動というのは中国の核開発に対してもしっかりと抗議の声をあげていくということなのでしょうか。

岩野 松君 その運動者自身がそれをきちんとあげているかというのは、調査不足でわかりませんが、私としてはそれに対してもよしとはしていないものであります。

今井久美君 今ほど提出者の方からこの原子力に回す金を自然エネルギーの方にまわせと。そしてもっと開発を進めるという話がありましたけれども、私は前にも似たようなときで、やっぱり止水も含めて、流水も含めて、やっぱり水の落下を利用するダムというのは自然エネルギーの一番の効果を発揮するものだと今も考えていますが、公共投資だめだうんぬんの話もよく出まして、なかなかそういった部分もやり始めて中止になったりとかいろいろになっています。そういった部分についてこれから自然エネルギーをやっていくのだということであれば、風力、太陽光よりもより効果がある、そういうダムをもっと見直してやっていくべきだと私は考えますがいかがですか。

岩野 松君 今、この低エネルギー開発という社会への移行というのは、小水力を考えていますけれども、私はダムは100パーセント不必要だとは思わないけれども、必要ないダムもアメリカとの約束の中で公共事業をより膨らませ650兆円ですか、その計画の中ではそういうのが膨らんできたと。むだな開発である公共事業に対しては、共産党は反対をしてきました。だから100パーセントダムが全く不必要であるかということとは別ですので、既存の今あるダムを活用した水力発電をもしできるのだったら、それはそれとして私は否定したくはありません。

腰越 晃君 福島第一原発の事故についてですね、その原因であるとかあるいはそれに至った原発行政にも問題があったというような指摘が、各マスコミからあるのですけれども、そういった点については分析されましたか。

岩野 松君 私自身はそこまで分析していませんが、共産党としては最初作るときから、この原子力発電は最後の廃棄する問題が計画できないと。そこへの問題があるということでずっと反対をしてきた政党だというふうに認識しています。

腰越 晃君 質問の内容を変えますけれども、今の原発をやめてほかの自然エネルギーに変えていくといっても、今の原発に代わりうる発電というのは、今ほど9番議員が言ったような水力、それよりも火力発電ということになるでしょうけれども、これについては大量のCO2を発生するというそういう問題も抱えておりますね。しかし、やっぱり現状の日本の産業そうしたもの、国民生活全般がそうですけれども、を抱えていく上で、原発を早急にやめるということは不可能であると思いますが、早急にやっぱりやめるべきなのか。あるいは段階的にそのプログラムと書いてありますけれども、そのプログラムというのはどういうものなのか。

もう一つお聞きいたします。使用済み核燃料の問題ですけれども、これの有害性をなくし

ていく、あるいはどのように処理をして隔離をしていく、そういったこれが完全であるというそういう技術がまだ開発されていないわけですけれども、ここで原発をやめた場合、そうした研究もおそらくできなくなってくるだろうという、そういう危惧も聞かれております。 廃棄済み燃料についてどのように処理していくというお考えですか。

岩野 松君 最後の方からあれしますけれども、廃棄物の処理については今の段階ではできない。確かに科学者の研究やそういうことによって、それがよしんばできることがあったとすれば、その問題はそういう形で解決するかもしれませんけれども、核が今回みたいに地震やそういうことで事故が起きたそのときの被害は、やはり防ぎようがありません。そういう意味では非常に私は核に対する懸念はあるというふうに思っています。もちろん、今すぐ今ある原子力の50何基ですか、それを全てすぐにやめろというのではなくて、そのためにプログラムをという計画でやっていく。その中で自然エネルギー、再生可能エネルギーを充実、増やしていくという方向付けを提案しているわけであります。

自然エネルギーはCO2は出ないと思っていますけれど、ペレットだけはまあ、自然ももともと出すもののCO2は出しますけれども、それ以外は出さない。そういう意味では私は非常に環境にとってもいいエネルギーだと思っています。それと原子力発電を起こすまでには非常に火力電力を使用して、そしてそれを回すということであれば、そこへ至るまではCO2を随分出すということも科学者の間では言われています。以上です。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。

牛木芳雄君 私は発議第7号に賛成の立場で討論をしたいと思います。今回の福島第一原発の事故の後、想定外の出来事だったというこういう発言が大変多く聞かれたと思うのです。何回だか何10回だか聞きました。これは特に安全保安員や、あるいは電気事業者である東京電力の担当者から多く聞きました。私はこの想定外ということばを聞くにつけて何か自分たちの責任逃れをしているのではないかというふうな感じにとらえてしまいました。

福島第一原発の例で言うならば、津波は6.5メートルを想定していたそうであります。実際は14メートルから15メートルくらいの津波が押し寄せた。そして外部電源は全部喪失することは想定をしていなかった。これも想定外。記憶に新しいことでありますが、中越沖地震、この活断層もある程度は想定外。そして揺れを示す加速度というそうでありますが、ガルという単位であるそうでありますが、これも想定が834ガルを想定していたのですが、実際は2,058ガルであった。2.5倍ほどであります。全くの想定外。

しかし、原発にこれに耐えうるような過大な設備をするならば、発電コストが上がってしまう。 どこまでに抑えるかということによってその電力料金が決まってしまう。 あるいは企業の利益が出ると。そういうところで企業の都合によってその想定する安全対策がおろそか

になっていた、こういうことが言えるのではないでしょうか。

そういった中で電気事業連合会、電事連は原子力の発電単価を 5.3 円というふうにずっとしていました。請願のときに賛成者もそのようにおっしゃっていましたけれども、しかし、有価証券の報告書あるいは税金負担等を見ると、やっぱり 1 0.3 円かかっているということであります。これは水力の 1 1.9 円や、石油あるいはガス等の 1 0.7 円を大きく上回っているわけであります。そして、その有価証券報告書を見るならば、水力は 1 1.9 円かかっているのが 4.0 円ということでありますから。私たちはそういういわば誤った情報に左右されながら、原発は二酸化炭素も出さないし安全で安価な電力だというふうに信じてきました。私はこれが一番の問題だというふうに思っています。

しかし、今ほど提出者も申し上げましたように、今、原子力の発電、原発で使った使用済み核燃料が処理をする方法がわかりません。人間は使用済み核燃料をまだきちんとコントロールする力がありません。よく原発はトイレなきマンションというふうに例えられますけれども、まさにそのとおりだというふうに思っています。

今回この意見書は、その廃止に向けた、撤退に向けたプログラムを作成して、そして将来的には原発をなくしていきましょうよ、そういう意見書であります。今、日本の国民の多くの皆さんもそれを望んでいることでありましょう。あるいは世界もややもするとそういう方向にいっています。フランスは別ですけれども、そういう方向に向いています。私はこの方向性には間違いないというふうに思っています。そして再生可能なエネルギーを、ふんだんにありますから特に山紫水明なこの日本は、小水力を始め、いろいろな自然のエネルギーを、多様なエネルギーを組み合わせて、そしていくことが私は懸命な方策であろうというふうに思っています。

先般、管前総理が辞める間際になりまして、原発に依存しない社会作りということを提唱しました。私は時の総理大臣として非常に大きな決断をした。大きな発言をしたと。大きな意味を持つ発言だというふうに思っています。彼が社会運動家出身だったということもありましょう。しかし、時の総理大臣がそういう発言をした。余り最後は評判が良くありませんでしたけれども、私は大きく高く評価をしているわけであります。

そして、たとえ今廃止をしても何十年も管理をしていかなければならない。これが先送りになれば、私はともするとまた取り返しのつかない大きな事故が起こるような気がしてなりません。ぜひ、この辺で決断をして、撤退をする方向にやはり日本はしていくべきだとこのように思っています。大勢の議員各位からご賛同いただきたい。心からお願いをするところであります。

議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

山田 勝君 私は発議第7号 自然エネルギーの開発と普及、プログラムを決めた原子力発電からの撤退を求める意見書の提出について、反対の立場で討論に立ちました。文章にあります一番最後の行ですが、低エネルギー社会への移行。このエネルギーにつきまして、今ほど提出者それから賛成者のお話では、現状での、現在でのお話をされています。将来の

日本のエネルギーのあり方、それについては認識が私は甘いと思います。

なぜなら以前、そのポテンシャルという話をされました。ポテンシャルというのは潜在能力、可能性という意味だけです。そのものを原子力相当のエネルギーを取り出そうとすれば、とんでもない世界ができます。いたるところダムだらけ、いたるところ火力発電、いたるところ太陽光発電と。とても見られない自然破壊のところができます。低エネルギー社会ということばを、私はエネルギーを使わない社会という意味合いでとらえました。

そうしますと、今の日本の構造、産業構造を見て、エネルギーを使わずにでは日本はどうするのかというふうに私はとらえました。日本の企業が成り立つために、その低エネルギー 社会というのはなじまないと判断しました。

それから従来、エックス線治療、それから放射線がん治療と非常に多くの研究の結果、今 そうやって人類への貢献ができる機器が、ここでできているわけです。現状を見て今不安だ、 だから撤退ということは感情であり、今、即停止ということはこれは非常におかしな問題だ と思います。ここで撤退ということばを使うということは、撤退を即決めるということです ので。そういうことでありまして、今はまだ撤退と断言付ける時期ではないと思います。

蓮舫議員が言いました。「一番じゃなければいけないの」。では、日本の企業はどうやって生き残っていくか。そうやって研究をすることで将来の人類への貢献ができるわけです。ですからまず撤退ということをここで断言してしまうことと、低エネルギー社会での企業の成り行きを考えますと、この今回の意見書については反対せざるを得ません。多くの方の賛同をお願いしたいと思います。終わります。

議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終了することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。発議第7号 自然エネルギーの開発と普及、プログラムを決めた原子力発電からの撤退を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

反対の声がありますので起立による採決を行います。本案は原案のとおり決定することに 賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって本案、発議第7号は否決されました。

議 長 日程第16、発議第8号 「郵政改革法案」の速やかな成立を求める意見 書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

鈴木 一君 発議第8号 「郵政改革法案」の早期成立を求める意見書の趣旨説明を行

います。全国 2万 4,0 0 0 余りの郵便ネットワークを活用し、郵便・貯金・保険の郵政三事業を一体的に経営することにより、通信・物流・金融業務のユニバーサルサービスが安定的に提供され、地域住民に安心と地域社会が健全に発展するため、郵政改革法案の早期成立を望むものです。詳細については配付の内容のとおりであります。皆様のご賛同をいただけますようよろしくお願いいたします。

議 長 質疑を行います。

寺口友彦君 提出者にお伺いいたしますが、請願のところでも若干意見が出ましたけれども、要は郵政公社という株式会社が持っている株を公開をして、世界中どこからでも買えるようなところがまずいのではないかという、そういう意見がありました。この株を例えば日本ではないアメリカやロシア、中国の会社が買うということについては、提出者はどのようにお考えでしょうか。

鈴木 一君 民営化時点で3分の1を政府が保有して、3分の2を売却するという話です。現在、凍結法案で凍結をされていますけれども、いつ売却になるかこれは政局によってわかりませんけれども、3分の1の株があればある程度の議決権は持つのではないかという考えです。対抗する株主が果たして出るかというのはちょっと考えられないのではないかという気がしますけれども。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。発議第8号 「郵政改革法案」の速やかな成立を求める 意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

反対の声がありますので、起立による採決を行います。本案は原案のとおり決定すること に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

賛成多数。よって発議第8号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第17、発議第9号 私立高校生が学費を心配せず学べるように、学 費軽減助成と経常費助成の増額・拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。 本案について提出者の説明を求めます。 関 常幸君 発議第9号 私立高校生が学費を心配せず学べるように、学費軽減助成と経常費助成の増額・拡充を求める意見書の提出について説明いたします。新潟県に私立高校は18校あり、昨年から国は公立高校に対し授業料無償といたしました。無償になりましたので、私立高校生には国は就学支援金制度をスタートさせました。それが前回、塩谷議員が話をされたそのお金が12万円から24万円でありますが、それも所得が生活保護世帯とか非課税世帯、それから各250万円、200万円以下350万円、年収350万円以上と4段階に分かれておりましての授業料への支援がそれであります。

それに県が独自の上乗せをやってきておりまして、そして保護者負担がそれぞれ違ってきているわけでありますが、そういう中であってもそれらに該当するのは、高校生は1万2,000人、高校生の約17~18パーセントに当たるわけでありますが、当たるのは700人ぐらいしかいないわけであります。以上のことからも私立高校生が学費を心配せずに学べるように、学費軽減助成と経常費助成の増額を求める意見書を、地方自治法第99条の規定により提出するものであります。皆様の賛同をお願いいたします。

議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。発議第9号 私立高校生が学費を心配せず学べるように、学費軽減助成と経常費助成の増額・拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

反対の声がありますので、起立による採決を行います。本案は原案のとおり決定すること に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

賛成多数。よって発議第9号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第18、発議第10号 拡大生産者責任(EPR)とデポジット制度 の法制化を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を 求めます。

小澤 実君 発議第10号 拡大生産者責任(EPR)とデポジット制度の法制化を求める意見書の提出について説明いたします。現在、わが国では大量生産そして大量消費、大

量廃棄ということで非常に使い捨て社会になっております。ゴミ処理には基礎自治体の財政の圧迫や負担が非常に増しておるところでございます。このような状況を改善するために、国は2000年に循環型社会形成推進基本法を制定し、循環型社会の実現に必要、総合かつ計画的な施策を定めました。この中では排出責任と生産拡大者責任を掲げ、リサイクル再生利用、そしてリサイクルもそうなのですけれども、リデュース、リデュースは発生抑制、それからリユース、再生利用を優先した社会を目指さなければならないというふうに謳っております。

現状の大量リサイクル政策は、市民ボランティアの努力や税金で支えているという構図になっており、基礎自治体のゴミ処理とリサイクルに要する費用負担は増加の一途をたどっています。自治体や市民ボランティアに負担がかかる大量リサイクル対策を改め、製造者や流通販売業者そして消費者は責任を持つこと、すなわち処理、リサイクルの費用全てを製品価格に含める制度の導入が必要だと考えております。この考えはOECD経済協力開発機構が提案する拡大生産者責任の考えであり、生産者及び消費者が環境負荷の低減に応分の負担を負うという理念に沿うものだと考えております。

このようなことをかんがみれば、ポイ捨て、不法投棄を減らし、ゴミの発生抑制対策として効果的なデポジット制度の導入とともに、この拡大生産者責任これも一緒に推し進めていかなければならないと思っております。非常に日本という国が資源の少ない国でありますので、ぜひともこの制度を導入した中で、ゴミの減量化それから税金の無駄遣い等をなくせればというふうに思っております。地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。多くの皆様のご賛同を願いたいと思います。

## 議 長 質疑を行います。

岩野 松君 これに私、異論があるわけではないけれど、ここに書いてある文章の中で 真ん中辺ですが、すなわち処理、リサイクル費用の全てを製品価格に含めた拡大生産者責任 の導入が必要であると。これはどういうやり方になるというふうに考えられるのかお聞かせ ください。

小澤 実君 製造の段階で結局、製品にもうそれをかけるということであろうと思います。実際、消費する、購入するときにもうその価格が転嫁されているという流れになろうかと思います。

岩野 松君 そうすると、消費者に転嫁されるというふうに考えられるのですか、その値段が。私ざっぱくに、買物をするとき上がるという、デポジット制度というのはそれを持っていくと、業者を通して還元できるという形がいいなというふうに思ったのですが、そういうふうにはこれはならないと考えていいのでしょうか。

小澤 実君 実際に今はやはりデポジット制度になっているものと、なっていないものがある。その中で結局全てにそれをかけていかなければならないということで、今デポジットで持っていけば回収できるもの、そうではなくて全く捨てられるもの、要するにゴミになってしまう部分をそこでもって幾らかなりとも回収してということになろうかと思います。

実際、ですから買物をすればそれが一緒について回るというのは現実になろうかと思います。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。発議第10号 拡大生産者責任(EPR)とデポジット 制度の法制化を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ござい ませんか。

(「異議なし」「反対」の声あり)

反対の声がありますので、起立による採決を行います。本案は原案のとおり決定すること に賛成の諸君の起立を求めます。

( 賛成者起立 )

賛成多数。よって発議第10号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第19、発議第11号 合併特例債の起債期限の延長を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

関総務文教委員長 発議第11号 合併特例債の起債期限の延長を求める意見書の提出について提案理由を説明いたします。特例債を発行できるのは、2005年度までに合併した市町村で、本来の発行期限は合併から10年間です。元利償還金の70パーセントは後年度の地方交付税で手当されるため、少ない自己負担で施設整備等ができるわけであります。当市では合併が16、17年で27年度までに270億円をそれらの事業に充当できるものであります。当市では発行予定額を225億円としており、22年度末までで122億円執行しており、あと103億円を27年度までに発行することになります。

しかしながら、本年7月に発生した新潟・福島豪雨災害で甚大な被害が発生いたしました。 これらの復興、復旧に財源や人的資源を集中する必要があることから、合併当初に約定した 建設計画や総合計画に基づく事業が初期の目的で行われることや、追加をせざるを得ない状 況も発生いたします。

国では3月11日に発生した、東日本大震災で被災した市町村は、合併特例債の起債期限の延長がされました。よって新潟・福島豪雨、台風12号により激甚災害指定市町村にも同様の措置を講ずるように、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出するものであります。

なお、昨日の新聞に総務省は20日、被災地以外も5年間延長の関連法案を10月の臨時 国会に提出するという記事が載っていたことを申し添えて、皆様全員の賛同をお願いして終 わります。

議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。発議第11号 合併特例債の起債期限の延長を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって発議第11号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第20、発議第12号 南魚沼市議会議場における国旗及び市旗の掲揚に関する決議を議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

牧野 晶君 それでは発議12号 南魚沼市議会議場における国旗及び市旗の掲揚に関する決議について提案させていただきます。趣旨を説明させていただきます。私は、日の丸を見ると戦争軍国主義の主張だといわれる方もおりますが、国旗・国歌に対して過度の罪悪感を持ち自虐的になるよりも、国旗を自国への誇りと平和への思いを現在、そして未来へ託すための象徴とすることが大切だと思います。

私は石が石であるように、人が人であるように、国旗は国旗であると思っております。国旗を大切にしていこうということで南魚沼市民の最高議決機関である議会そしてその議場には、国旗と市旗を掲揚するべきという思いのもと、この発議をさせていただきます。以上よるしくお願いします。

議 長 質疑を行います。

佐藤 剛君 1点ちょっとお聞きしたいのですけれども、私もそうですけれども全ての国民が日本を大切に思っていると思いますし、国を愛していることは、例えば東日本大震災の国難として全ての国民が受け止めて、それぞれ努力して東北の復旧復興、そして日本の復旧復興のために一生懸命取り組んでいる姿を見れば、そのことは誰もが感じているところだと思うのです。

そういう中で今の提案理由の説明の中からは、なぜ地方議会に、今、国旗、日の丸を掲げることが必要なのか。何をそのことによって求めているのかということを、もうちょっと聞きたいと思います。十分、国民も私たちも、国も郷土も愛しているというふうな私は受け止め方をしているのですけれども。

牧野 晶君 私もそれをきっと聞かれるだろうなというふうな思いがあったわけですが、まず1点は、本当に国旗は自国を象徴とするものであり、また自国のみならず相手の国旗を そのお互いの尊重の中で当然、自分たちの国旗を大切にすることによって、また他国にも敬意を払おう、そういうふうなまず視点が、観点が1点あります。

あとそれと、私が本当に最後に行き着いたところは 行き着いたというのも何か悟りを開いたみたいであれなのですが、正直な考えとしてあるのが、本当にここまでいろいろな、それこそこの間の議運でもいろいろ言われましたし、非常に国旗に対するいろいろな視点での思いがあるということの中で、やっぱり先ほど言いましたが、石が石 ちょっとこの例えはあれかもしれませんが、例えば仏像でもコーランでも聖書でも、例えばその仏教を信仰していなくても、私はそれなりに敬意を払っているのがこの人間社会だという思いがあります。コーランでも同じだと思います。

そういう中で、ただ国旗に対しては、私は国旗をみんなが、こう一部の方たちは本当に過去の戦争犯罪の象徴だとかそういうことを言う方もおりますが、ちょっと国旗だけは扱いが違うのではないのかなというふうな思いがあり、そういうことも踏まえて地方議会として

まず一個、市旗に対しては当然、市を表すもの。日本という国の中のこの南魚沼市であるわけですし、そういうことから考えて国というものの地方自治体であるというところで、市旗と国旗というのを掲揚していくことは、私は大切な国を愛すること。国を愛する、決して国のために死んでこいなどと言うつもりもありませんけれど、そういう観点のもとを考えていくためには私は必要だというふうに思い、今回提案をさせていただきました。

佐藤 剛君 私は国旗国歌法が制定されていることもありまして、国旗を認めていないというわけではありません。私も先ほど言いましたように、もちろん、日本の国も郷土も大切に思っています。しかし、この日の丸については今、特別ではないかという話をしましたけれども、やっぱり特別なのですよね。というのは、国民それぞれの歴史観や宗教観があります。違いがあって法制化されたといってもなかなか全国民が合意を得ているとは私はまだ言えないのではないかと。昔のいろいろなことを引きずっていて、なかなかそれを受け入れられないという人も多分多くいるはずなのです。

ではそれらを含めて議場は議論の、言論の場でありまして、そういう法制化されているとはいえ、そういう中で自由にいろいろな意見を出し合わなければなというところなので、私は国旗と認めていますけれども、あえてここに掲げて議会の運営をすることもいらないのではないかと。というふうな思いがあるのですけれどもどう思いますか。

牧野 晶君 私はぜひ掲揚するべきだという思いであります。それ以上でもそれ以下の答えでもないというのが私の考えであります。

岩野 松君 まず1点目はこの発議は、この議場に掲げるということだけを提案していると解釈してよろしいのですか。

それが一つと、日の丸、君が代に関してはいろいろな意見がありますし、それを国旗と決めるときの決め方にも国民がやっぱり認める中で議論すべきだということで、国民にはこれ

を国旗にしますということは、法律というかその強行採決的な形で決まったことしか私はありませんし、私の体験の中ではやっぱり日の丸、君が代に見送られて戦争に行ったのですよね、父は。それで我が岩野家ではそうやって4人戦死しているのです。そういう思いがやっぱりオーバーラップします。だから、ここは議場でもあり、そしていろいろな意見の人たちがいる場であるというのが常識だと考えていいと思いますが、そういう中でそういうことを掲げることにはとても承服できない。

それとこの間の一般質問の中では、市長は時期尚早ということで明快な答弁をされました。 私はその日の丸、その国旗をどうこうという、日の丸うんぬんの問題もありますし、それに 対する意見は国民としてはみんなそれに対して賛意をしているわけではないというふうに認 識しております。

それともう1点はここで掲げるべきであるという。私は国旗やそういうものをこういう所で掲げることもナンセンスだというふうに思っています。どうしてもという思いがあるのでしたら、やっぱり満場一致が必要ではないかというふうに思っています。

牧野 晶君 ちょっとメモを忘れたので落としがあったら遠慮なく言ってください。当然これは議場に関してだけです。私は市長の方に、市の公共施設に対してうんぬん言うつもりはありません。今回の決議というのは議場に対してだけであります。市長の答弁は私の勘違いでなければ、市長は議場に関しては感知しないよ、というふうな答弁だったと私は記憶しているのですが、そうだと思っております。

それとあと、見送って国旗に対するいろいろな思いがあって亡くなった。私も正直、常に国旗というのは何だろうとか、国家というのは何なんだろうと考えたことがあったのですよね、過去に。例えば君が代があるわけです。あれは天皇を ちょっと話がそれて長くなりそうなのでその話はやめますが、私も正直いろいろな意見があって、例えば国旗に対して賛成があり、反対がありそれによって、賛成もあるけど反対もある。ただ、私と岩野議員、ここにいる議場のみんなが思っているのは、やっぱり平和というものは望んでいるのだという思いがあります。

国旗を見て平和を、それこそ戦争を起こしてはいけない、過去の戦争のことをフラッシュバックする方もいると思います。それを私たち 岩野さんからみたら私はもう子どもみたいな世代ですけれど、ここでこう話を聞いて戦争というのは悲惨だ、そういうところになるべく人を出していきたくないという思いを聞くことも可能だというふうに思っております。そういうことで人によっていろいろと日の丸に対しての思いがあるかもしれませんが、日の丸によって平和だけはみんな思っていくのは、もう万国、万国ではない日本国民であれば共通の思いを持っているのではないのかなというふうな思いがあります。だから、それこそ私は提案理由の中で、平和の象徴、平和を求めていくということの観点の中でちょっと説明させていただいたのですが、そういうことで、決して過去にとらわれるななんていう言い方をするつもりもありませんが、過去の歴史を振り返って私たち若者はまた学んでいくところもあります。その中で決して過去のことを忘れないようにするためにも、日の丸を掲揚してい

く。こういうことで私は議場に掲揚していくことは大変いいことではないかということで、 今回決議ということで提出させていただきました。

あと、全会一致で決めていくのが筋ではないかということに関しては、私も本来であれば全会一致がいいのかなという思いがあるわけです。でも、本当にずっとこれは、もう多い方になると年配者は物心ついたときから、日の丸についての思いもあると思います。私は物心ついてからですから20~30年日の丸についていろいろ考えるようになってきました。それこそ議員になってから考えるようになった点もありますが、ある意味、議論は出し尽くされているとも思いますし、昨年のそれこそ8月頃からずっとこのように掲揚したらどうでしょうかと、議運でも代表者会議の中でも言ってまいりました。

その中で多分99パーセントは全員が賛成できる、全会一致ということはないんだなというふうな思いになってきたので、今回は私は逆に議員の発議権とか、また議員のそれこそ精神の自由とか、そういうところを考えて提出し、全会一致でなくて賛成多数でも掲揚すべき時期でもあるのではないかと思い、提案させていただきました。

寺口友彦君 提出者にお伺いいたしますが、説明の中で提出者は「自虐的」ということばを使われたわけなのですが、どういう意味合いでこの自虐的ということばをお使いになったのかお聞きしたい。

牧野 晶君 自虐的。要は国旗・国歌に対し過度の罪悪感を持ち、自虐的 やはり国旗というのは戦争の象徴であるんだぞというふうな意見を聞いたりしたこともあります。そういうところで、日本は戦争という悪いことをしたのだというふうなことも、次のことばで出てくるのも事実だと。私の今までの経験の中でそういうこともあったので、そういうことから自虐的というふうな要は使わせていただいた次第であります。はい。

寺口友彦君 先ほど歴史に対して反省をという若者の考えを述べていただきましたが、 過去の戦争に対する思いが自虐的であるという部分がどういうものかということを聞きたか ったわけなのですよね。過去の戦争に対するそのものが自虐的であるというような考え方で あるとすれば、非常に間違った歴史観をお持ちだなというふうに思ったわけなのです。そこ ら辺についてはもう少しお聞かせ願いたい。

牧野 晶君 過度の自虐的というのは、私はさっき言ったとおり、それ以上でもそれ以下でもないというのは、ちょっと皆さんに意味が通じるかわかりませんが。中にはそういうふうにして日本の国旗をおとしめていくというか、要は敬意を表さない方がいるということの中で使ったので、私の歴史観うんぬんというのを言われるのは、ちょっと違うのではないのかなというふうな思いがあります。

寺口友彦君 過去の戦争に対する反省という中で、近隣諸国に対し過大な迷惑をかけたという部分があるわけですね。そのことをもって例えば新しい教科書だったりする部分について、それを明確に書いた部分については自虐的教科書であるというような意見もあるわけです。しかし、その国旗や国歌に対する思いというのは、今現在住んでいる私たちが過去の事実、歴史に対してどういう反省をして今を生き、これから将来どういうふうに生きていく

かということを考えるためにあるわけであって、国旗・国歌に対するそういう思いの方が一部いるからといって軽々しくその自虐的ということばは使うべきではないというふうに私は思っておりますし、

また、私は日の丸や君が代に対しては国旗、国歌であるというふうに思っております。しかしながら、市議会という場で果たして、国会ではありませんから。市旗を掲げるということについては異論はない。ただ、国会ではありませんので国旗ということについてまで踏み込むべきであろうかという部分がありますが、そこの区分けの考え方については提出者はどう思いますか。

牧野 晶君 私は日本という国の中の地方議会である南魚沼市、そういうことを考え、 国旗と市旗ということを提出しました。ここになんで新潟県がないのかなというふうに突っ 込み入れられるかなというふうな思いも出てきて、少しもんだのですが、地方議会 新潟 県も地方議会でありますし、そこはそことして国と市旗ということで今回はこういうふうに させていただいた次第であります。

笠原喜一郎君 1点だけお聞きをいたします。9月19日は敬老の日でありましたが、 提出者は自宅に国旗を掲揚いたしましたでしょうか。

牧野 晶君 私ちょうどそのとき、ある議員の方、ここの議場にいる2番議員のところに行きました。そしたら国旗が掲揚されておりました。それを見て私は電話をしました。はい、掲揚しております。

笠原喜一郎君 私もできるだけ早くそういう祝日の日は起きなければ、親父に先に国旗を取られて掲揚されてしまうのですね。ですから、私は国旗について本当に別に違和感なく思っているわけですけれども、本当に今、自分の村を眺めてみたときでも、国旗を掲げている人というのはなかなかない状況です。

そういう中で、これを掲揚するということがいいのかどうかは別としても、私はやはり自分の中では自然に掲揚していきたいなというふうに思っています。そういう中で、提出者を始め賛成者がここに名前を連ねているわけですし、そういう方々も人のを見て気づいて立てるのではなくて、もう祝日は国旗を立てるというようなことでやっていただきたいと思っています。

牛木芳雄君 良い議論が出尽くしたと思うのですけれども、私は国旗というのが制定される過程と、市旗を制定する、全然違うと思うのです。それで11番議員とも関連しますけれども、これは市民から選ばれた代表、我々がほとんど戦後生まれですけれども、代表がここで議論を戦わす場だと思うのですよね。それで、その特に昭和のはじめから終戦までの間、この国旗、国歌の果たす役割が、いわば軍国主義のあるいは国威発揚という名のもとに大きく貢献した時代だと思っているのです。このことによって、この国旗というのを余り芳しく思わない方がまだたくさんいると思うのですよ。

それで、おぎゃあと生まれた赤ちゃんから、相当お年を召した方々までの代表として、私 たちがここへ来ていて言論を戦わせているわけですから、そういうことを考えた場合、私は まだ時期尚早だというふうに思っているのです。市旗は私はいいと思うのです。市旗はいい と思う。なぜ今ここの段階で、ここへきて国旗かということは、余り答えていない。お答え 願います。

牧野 晶君 私は本当に何度も言っているつもりだと思います。日本の中の南魚沼市だから、国と市の旗を掲げていく。これは私は自然の流れだというふうな思いであります。そして・・・いや、ここでやめておきます。

牛木芳雄君 ここでやめますが、1999年に国旗国歌法というのが成立しました。私 も国旗も国歌も認めています。それは法で決まっていますから認めていますけれども、当時、 時の文部大臣有馬さんは、国旗国歌法は成立したけれども、強制をするものではないという ふうに言っていました。もちろん強制はしなかったのですけれども、今では全ての学校等で 卒業式には国歌を斉唱し、国旗を掲揚してやっています。そういうことになってきたという のは、それはわかっています。わかっていますけれども、先ほど申し上げましたように、そ の国旗については特別な感情をお持ちの方がたくさんまだおいでになる。そこで、私はまだ 早いというふうに思っています。

ぜひ、そういうことで、先ほどどなたかが言いましたように、全会の皆さんが国旗を掲げようやということになるまでお待ち願いたい。そのように思っています。ただ、私もオリンピックやワールドカップで日本が活躍をして国旗が高く掲げられ、あるいは国旗が振られることには本当に感動しますけれども、それとこの場とは違う。それを一言申し上げて終わります。

牧野 晶君 本当に私はでは、時期尚早というふうな考えがありますが、ではそのときに例えば国旗、日本の国威高揚のためにとかした方たちが亡くなったらということになるのかというと、それも違うだろうというふうな思いがあります。私は今生きていて今しかないというふうな思いをもって、この決議を提出させていただきました。

あとそれと強制についてですが、私は例えば、個人の家に毎日、祝日になったら掲揚しろ、 そういうものを強制することはないというふうな思いがあります。でも、公共の場というの は話合いの上で決めていくというふうな考えを持っていますので、決してここの議場で強制 して掲揚するつもりも私はありませんし、みんなで話合いをして掲揚していくという気持ち を持っておりますので、その中で話合いをし、決議で皆さんどうですかという形で議論をし て、決議して掲揚していきましょうという、賛成が得られたら掲揚していきましょうという ことであります。

岡村雅夫君 私今、黙っていようと思ったのですが、最後のことばが。決議をすると掲げなければならないというふうになるのか、その後また議運等で相談しましょうやということなのか、その辺が。要するに議会の意見といいますか、構成割合を聞こうとしているのか、その辺がちょっと私は意味がわからないなと。もう少し説明をいただきたいと思います。

私はやはり議会はいろいろな議論を戦う場所であるので、やはり議会運営委員会その趣旨にのっとると、全会一致が望ましいという立場でありますので、決議されたがために強制力

を発するのかどうか。その辺の感覚をひとつお伺いします。

牧野 晶君 私はこういう思いであります。議場に決議された場合は、国旗及び市旗に 掲揚していくというふうな考えで行っておりますので、それでご理解ください。

議 長 質疑を終わるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

岩野 松君 この議場に市旗及び日の丸の国旗を掲揚する決議に対して反対の立場で討論いたします。私が小学校に上がったのが昭和22年です。ここにおられる方で一番年上ですのであれしますが、私が高校を卒業するまで学校で日の丸は掲げてありませんでした。日の丸に礼をするという教育はされた記憶が私の中ではないのです。そして、先ほども言いましたように、日の丸、君が代は必ず戦争に行くときに旗を振ってそして歌を歌って送る。それが非常に象徴でした。

第二次世界大戦は人から仕掛けられた戦争ではなく、日本から仕掛けた戦争であり、でも、22年に学校へ上がったときには、余りにも敗戦の痛手が強かったために、敗戦による被害そういう教育も随分私はされました。そういう中でも日の丸君が代に対しては、その当時はどこも掲げるということはなくなりました。

それが時を経る中で、この場でもこういう議論がされていく。そういう時の経過といいま すか。でも、今までもこの国旗に決めるときにも非常に議論があり、そしてそういう思い、 ましてや私の実の父は随分経ってから帰ってきましたけれど、今のわが家では4人も戦死を し、本当に悲惨な思いをした人たちがおられます。その思いをやっぱり私は日の丸はしょっ ていると思います。それは若い人たちは日の丸が決められた中で、国旗なのだから敬わなけ ればならないとかそういうのがあるかもしれません。けれども、国旗というのは、私は国民 一人一人が持つ思いであって、こういうところへ掲げてする品物かなという思いもあります。 それと、ちなみに先ほどオリンピックの話が出ましたが、やっぱり多分どこの国も国旗を 掲げていますよね。でも、オリンピックではそれぞれの選手団が持ち寄った旗を掲げるとい うふうに変わったそうです。国と国との象徴するものへのその思いが強いのは、どこの国も 同じかもしれませんけれども、日本においては残念ながら日の丸に対しては、ものすごく思 いがあるという人ばかりではないという思いがあります。そしてこの私の質問に対しても議 場にだけ掲げるのだということですが、私はやはり議会というのは、いろいろな意見の人が いて当然であるし、そういう人たちのこういう形に表すときには、できたら全会一致、それ が普通だというふうに思っています。そういう意味で、ここで決議されるのかどういうのか わかりませんけれども、でも、もう一度やはりそれは考えを。揚げるかどうするかというこ

議 長 次に賛成者の発言を許します。

す。

とは考えるべきなのかなという思いがあります。そういう立場で反対をいたします。以上で

腰越 晃君 南魚沼市議会議場における国旗及び市旗の掲揚に関する決議、これに賛成する立場で討論をさせていただきます。ただいまの提案説明それと質疑を聞いておりまして、あゆむ会、牧野代表しっかりやったなと、頑張ったなという思いであります。また、牧野 晶代表と考えはほとんど同じであります。

私たちは戦後を生きています。やはり平和国家日本を作っていくという大きな目標の上で生きております。先の一般質問でも申し上げましたが、日章旗は1000年以上の歴史がある日本の旗であります。歴史の中にはいい事も悪い事もありました。そうしたものを率直に受け止めて、我々は未来に向かって生きていかなければならない、そのように考えております。

また、今日この討論について歴史問題であるとか思想問題を述べたいとは思っておりません。これは右と左もう、どう考えても一致点はないのであります。あえて提出者の意見と同じになるかもしれませんが、やはり日章旗が国旗であると、これが法律で決まった以上はきちんと国家行政機関は、あるいはできれば議会の議場も国旗を掲揚すべきである、そのように考えております。

その国旗を見て敬礼する人間もいれば、あるいは蹴っ飛ばしたくなる人間もいるでしょう。 そうしたそれぞれの思いは重要であります。そうしたそれぞれの思いを言うことも、また重要でありましょう。しかし、国旗というものは日本の国の旗、日本を示す最も、一番のシンボルであります。

これを掲揚できない公共機関、これは日本であろうかと私は疑問に思います。この間、この前の一般質問でも申し上げましたが、多くの自治体を訪れ、国旗のみ、国旗あるいは市旗、 国旗と県旗、こうしたものを掲揚している役所、議会はほとんどであります。なぜ南魚沼市ができないか。非常に疑問であります。

以上、私の意見を申し上げさせていただきました。提出者の意見に100パーセント賛同であります。皆さんも賛成してください。

また、今申し上げましたようにこの問題については全会一致、全員が一致する。国民全てが一致するということはあり得ません。これだけ申し述べておきます。以上、賛成討論とします。

議 長 次に反対者の発言を許します。

次に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。発議第12号 南魚沼市議会議場における国旗及び市旗の掲揚に関する決議、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって発議第12号は原案のとおり可決されました。

議 長 私の方からこの発議12号について一言申し添えます。初日の一般質問におきまして、17番議員からこの問題が一般質問として取り上げられました。法律はわずか 1条、2条だと。国旗は日章旗として、国家は君が代と定めるという、そういったとこであります。

しかしながら1996年3月26日に第一草案ができたときには第3条までありました。 その3条が修正に修正を加え、同じ年の8月9日に議会で制定され、13日に施行されたということですので、その3条があったということをひとつ皆さん方 それがまた省略したということが1条、2条になっているわけですので、その点をひとつ十分に考慮していただきまして、今後掲揚に向けた処々の課題がありますが、十分な話合いをしながらひとつていねいな進め方をしていくことを申し添えて、私からのことばとします。

議 長 日程21、議員派遣についてを議題といたします。本案は先の水害により 日程が変更となったものであります。

お諮りいたします。会議規則第159条の規定により、お手元にお配りしました内容で議員を派遣することに決定したいと思いますがご異議ございませんか。

## (「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よってお手元に配りました内容で議員を派遣することに決定しました。

議 長 日程22、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。議会運営委員長から所掌事務について会議規則第104条の規定によってお手元に配付のとおり閉会中の継続調査について申出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに ご異議ございませんか。

## (「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議 長 以上で本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。これをもちまして平成23年9月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。大変長い間ご苦労さまでした。

(午後4時10分)